

上三川町 第7次総合計画

I. 序論

II. 基本構想

III. 後期基本計画

第1章 上三川町第7次総合計画について

1 総合計画策定の趣旨

上三川町では、先人が築き上げた財産を活かしながら持続的な成長を果たし、次世代にバトンを繋いでいくことを念頭に、「安心・安全」「活力・交流」「協働・自立」の3つの柱を基本理念とする、第7次総合計画前期基本計画《計画期間：平成28(2016)年度～令和2(2020)年度》を平成28(2016)年3月に策定しました。

この第7次総合計画では、行政と町民が一体となってまちづくりに取り組んでいくため、「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」を町の将来像に掲げ、総合的かつ計画的に施策を展開し、着実に成果を積み上げてきました。

しかし、この間の我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、度重なる自然災害の発生、未曾有の感染拡大をもたらした新型コロナウイルス感染症の発生など、先行きの不透明感や閉塞感から安心や安全への希求が高まりを見せています。

また、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済の発展と社会的課題の解決の両立を目指すSociety5.0の実現や誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた動きがみられるなど、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、上三川町第7次総合計画の前期基本計画は令和2年度に計画期間満了を迎えることから、これまでの計画をベースにしつつ、今般の社会情勢の変化や多様な課題に柔軟かつスピード感を持って対応するため、ここに今後5年間のまちづくりの指針となる後期基本計画を策定するものです。

2 総合計画の役割

総合計画とは、町のすべての行政活動の基本となる最上位の行政計画として、まちづくりの原則や町の将来像を実現するための道筋を示すものであり、以下のような役割を有しています。

■ 行政活動の基本となる指針

町の各部局がその使命と役割を果たすため、様々な施策・事業を構築し、推進していくための指針となるものです。

■ 行政改革を推進するための指針

自立性の高い効率的な行財政運営に向け、行政改革に関する取組みを積極的に推進していくための指針となるものです。

■ 協働のための行動指針

より多くの町民や団体などの参画と協働を促し、多様なまちづくりの担い手が協力してまちづくりを進めていくための指針となるものです。

■ まちづくりの進行管理の物差し

成果指標や数値目標を定め、将来像の実現に向けた取組みが計画的に実施されているかどうか、達成度の把握や評価を行うための物差しとなるものです。

■ 連携・調整を図るうえでの指針

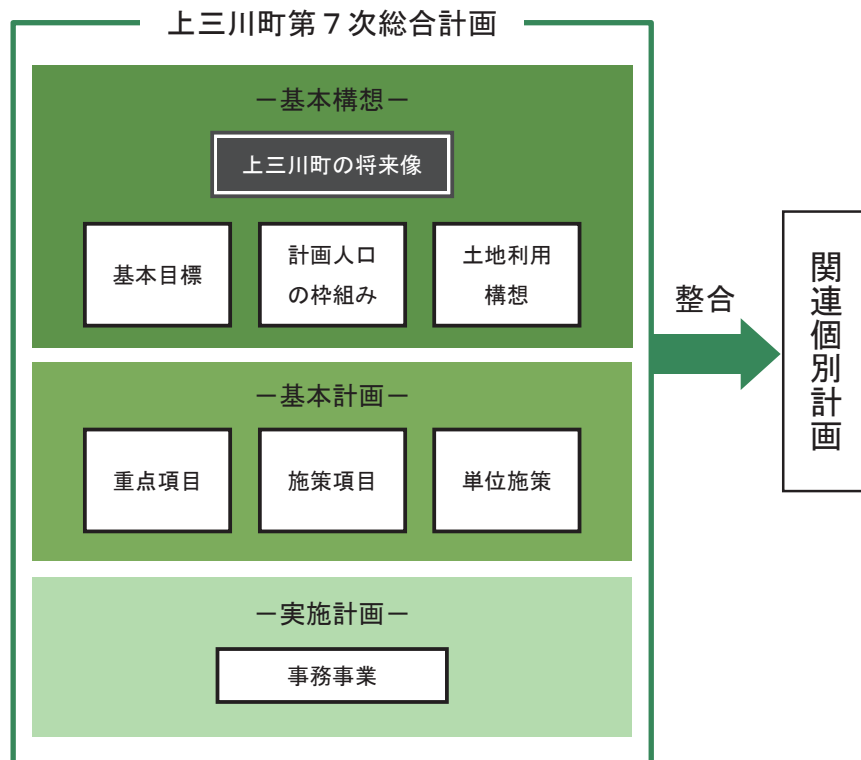
国や県をはじめ、周辺市町や関係機関等にまちづくりの方向性を明示し、必要となる施策・事業の実施に向け、連携・調整を図るための指針となるものです。

3 総合計画の構成と期間

上三川町第7次総合計画は、以下の「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層から構成されます。

- 基本構想** 計画期間：平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間
第6次総合計画の達成度や町民の意向、社会的条件などを総合的に勘案し、目指すべき町の将来像やその実現を図る基本目標などを示すものです。
- 基本計画** 計画期間：令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの後期5年間
基本構想に基づき、今後取り組むべき主要施策などを行政の各分野にわたり体系的に示すものです。社会・経済情勢の変化に柔軟・的確に対応できるよう、基本構想の中間年度で見直しを実施したものです。
- 実施計画** 計画期間：2年間、ローリング方式により毎年度見直しを実施
基本計画に示される主要施策などに基づき、具体的に実施する事務事業の内容、財源等を示すものです。

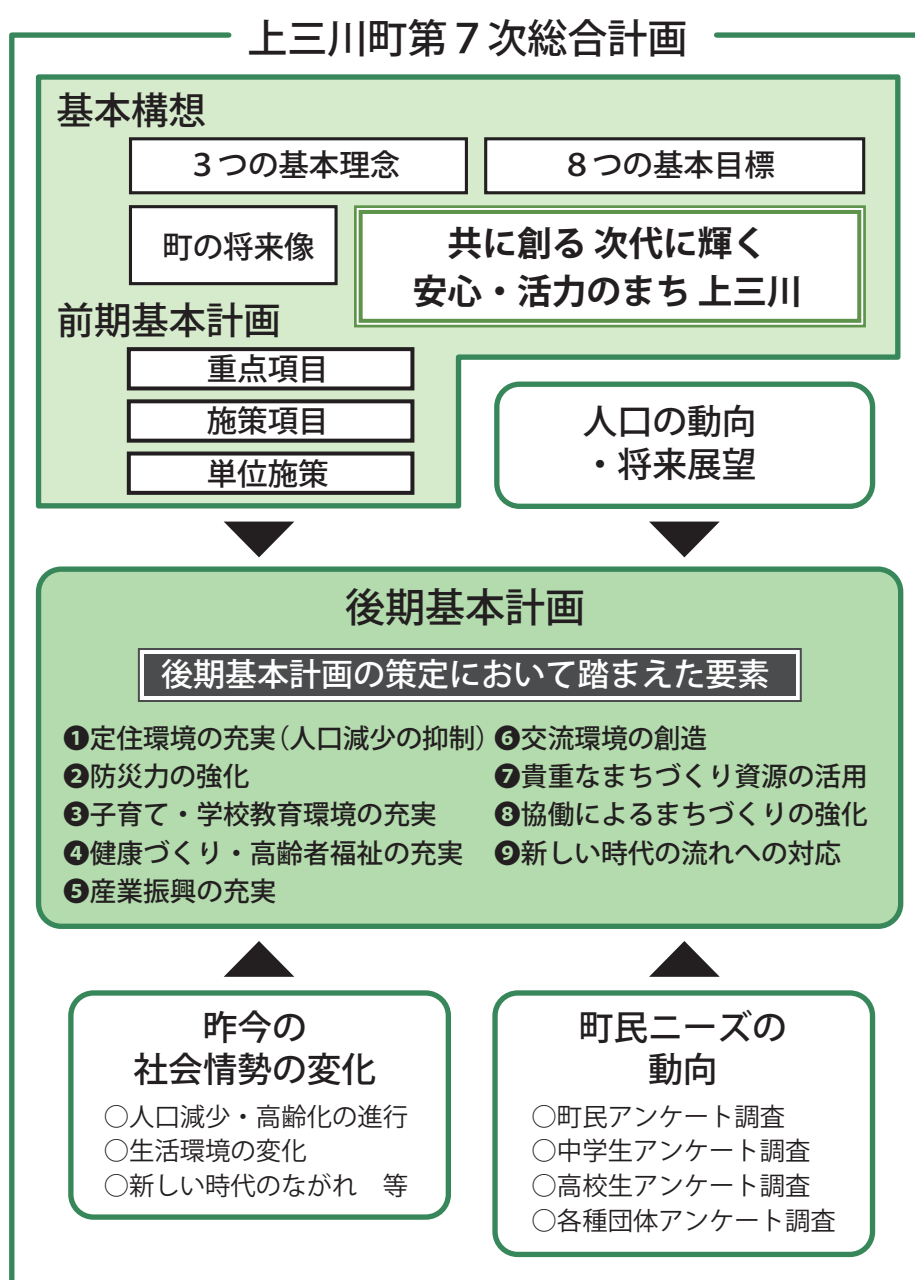
— 第7次総合計画の構成 —



第2章 後期基本計画の策定

《後期基本計画の策定において踏まえた要素》

今回の「後期基本計画」の策定にあたっては、「基本構想」を踏襲し、「前期基本計画」をベースとしながら、昨今の社会情勢の変化や町民ニーズの動向などの要素を踏まえ、「重点項目に関する取組み」や「施策項目における取組み」の内容などに反映させる形で整理しました。



「後期基本計画」の策定において踏まえた主な要素は、以下のとおりです。

①定住環境の充実(人口減少の抑制)

- 全国的な人口の動向から、自然減の拡大や若者の東京圏への転出傾向が見受けられ、まちづくりアンケート調査の結果では、中学生などの若い世代における定住意向が約半数にとどまっている状況にあります。
- 将来にわたって上三川町に住み続けたいと思える生活環境づくりを継続的に進めるため、良好な市街地環境の整備や定住促進のための各種住宅支援施策の実施、公共交通の充実などを総合的に推進していくことが大切な視点になります。

②防災力の強化

- 大きな教訓を残した東日本大震災から10年が経過する中、近年においても台風や集中豪雨などの自然災害が頻発化し、その被害は甚大なものとなってきています。
- こうした中、まちづくりアンケート調査の結果では、町民の災害発生時における消防や防災の体制に対する重要性の認識が高まっており、洪水や氾濫のおそれがある場所の解消や地域の防災体制の充実を図るなど、自然災害の脅威に対する備えを強化していくことが大切な視点になります。

③子育て・学校教育環境の充実

- 全国的な出生数・出生率の低迷や年少人口減少の動きから、「安心して妊娠・出産・子育てのできる環境づくり」に対する希求が更に高まっています。
- 本町では、産前・産後の切れ目ないサポートや地域への愛着を育む特色ある学校づくりなど、若い世代にとって、町の魅力を高める要素ともなる子育て支援や学校教育の充実に努めていくことが大切な視点になります。

④健康づくり・高齢者福祉の充実

- 全国的に「団塊の世代」の加齢による高齢化が進行し、社会保障給付費の増大も懸念される中、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと活躍し続けることのできる環境づくりが重要になっています。
- 本町では、町民の健康寿命の延伸や体力づくりを目指すほか、地域コミュニティの活性化も見据え、各種団体と連携しながら、健康づくりに関する取組みの充実を図ることが大切な視点になります。

⑤産業振興の充実

- 地域の活力維持や若者の地元定着を進めるに当たり、働く場としての魅力や機能の確保が重要な要素と考えられ、本町の中高生に対するアンケート調査の結果においても、多くの人たちにとって魅力のある働きやすい仕事の場を求める傾向にあります。
- 今後も、本町が有する良好な産業基盤や交通条件などのポテンシャルを最大限に活用しながら、農業をはじめとする産業の担い手の育成・確保や、新たな産業基盤整備に向けた検討など、産業振興の充実に努めていくことが大切な視点になります。

⑥交流環境の創造

- 地域の活性化や賑わいづくりには、地域外からの活力となる交流人口の拡大や関係人口の創出に努めていくことが重要となっています。
- 本町では、「ウォーカブル推進都市」としての居心地が良く歩きたくなるまちづくりや、人の流れを地域の振興につなげる交流拠点づくりなど、町内外から人が集まる、賑わいをもたらす環境を新たに創造していくことが大切な視点になります。

⑦貴重なまちづくり資源の活用

- 地域の魅力の向上や地元に対する愛着・誇りの醸成を図るため、地域が有する、その地域ならではの自然や歴史文化を磨き上げ、インターネットやSNSなどの媒体を活用し、広くPRする活動が活発化しています。
- 本町においても、国登録有形文化財生沼家住宅や、本町出身の世界的な折り紙作家である故吉澤章氏の創作折り紙など、他に誇れる貴重な資源を有効活用し、その魅力を周囲に発信していくことが大切な視点になります。

⑧協働によるまちづくりの強化

- 人口減少や少子高齢化などの課題を克服し、地域の活力維持や共生社会の実現を図るためには、住民一人ひとりが地域のことに積極的に関わり、それぞれの役割を担っていくことが重要となっています。
- 本町では、各種団体の様々な福祉活動や健康づくりなどに対する協働の意向も高いことから、これまで取り組まれてきた地域コミュニティ主体の活動や民間企業などとの連携も含め、協働によるまちづくりを更に強化していくことが大切な視点になります。

⑨新しい時代の流れへの対応

- 未曾有の感染拡大をもたらした新型コロナウイルス感染症による医療・教育・産業・行政等に対する影響や、Society5.0（デジタル化が進んだ先に実現する社会像）に向けた未来技術の活用、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた動きの活発化など、近年の我が国の社会経済活動を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 本町では、ポストコロナ時代や持続可能な環境づくりを見据え、常に最新の状況を把握しながら、居住と就業先の地理的な分散化の動きを的確に捉えた住まいや仕事の受け皿づくり、様々な活動のリモート化・オンライン化推進の動きに即した環境の整備など、新たな生活様式の定着や社会変化への対応に向けた取組みに努めていくことが大切な視点になります。



創作折り紙「吉澤章展」の様子



国登録有形文化財「生沼家住宅」

Ⅱ 基本構想

第1章 上三川町の将来像

1 基本理念

これまでのまちづくりを継承しつつ、人口減少や高齢化に伴う社会経済情勢の大きな変化を的確に捉え、豊かな自然、活力ある産業、良質な住環境をはじめとする先人から受け継いだ貴重な地域資源を、本町の持続的な成長に向けて更に磨きをかけ、10年後・20年後の次世代へきちんと引き継いでいくことを念頭に、以下の3つを基本理念と位置づけ、これからのまちづくりを進めます。

① “安心・安全”のまちづくり

子どもを産み育てやすい環境、子どもたちが健やかに成長し学習できる環境、高齢者をはじめとする誰もがいきいきと暮らし続けることのできる環境を整えるとともに、のどかな自然・田園環境の中で、利便性や快適性に優れた定住環境の充実、災害対策などの強化が図られた、安心・安全のまちづくりを進めます。

② “活力・交流”のまちづくり

広域交通基盤を有する立地特性を活かし、近隣住民の就業の場として、本町を象徴する自動車工業をはじめとした工業や、首都圏などの大市場に近接する立地条件及び本町の風土を活かした特色のある農業など、産業の集積を図るとともに、多くの人々が集い、地域間や世代間などの様々な活動が活発に展開される、活力・交流のまちづくりを進めます。

③ “協働・自立”のまちづくり

本町を取り巻く環境の変化を捉え、地方分権の拡大などに伴う自治体独自の判断による施策を的確に実施するとともに、持続可能な行政サービスの推進に向け、行政と本町を支える町民・団体・企業等が連携するまちづくり体制の強化や、継続的な行財政改革の取組みによる、協働・自立のまちづくりを進めます。

2 町の将来像

基本理念である“安心・安全”“活力・交流”“協働・自立”の3つの要素を踏まえつつ、行政と町民が一体となってまちづくりに取り組んでいくための目標として、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度の10年を展望した本町が目指すべき将来像を以下に示します。

【町の将来像】

共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川

“共に創る”とは

本町の活発なまちづくり活動の主体として活躍する、様々なコミュニティやボランティア団体などとの交流・連携を深め、継続的な取組みを相互に支えながら実施していくことで、行政と町民が共に考え共に行動する、協働と参画のまちづくり環境が形成されます。

“次代に輝く”とは

本町の持続的な成長を図るための布石として、これまでの豊かさを支えてきた自然や産業、住環境など、地域の宝とも言える様々な資源を磨き上げることで、まちづくりの効果が次世代において発現し、いつまでも住み続けることのできる魅力にあふれた環境が形成されます。

“安心・活力のまち”とは

定住の場・就業の場としての本町の性質を基本としつつ、人口減少の抑制や町民の暮らしに対する満足度の向上が図られるよう、高齢化への対応や子育ての支援、災害対策、仕事の場の確保などに取り組むことで、誰もが安心して暮らすことのできる活力に満ちた環境が形成されます。

第2章 基本目標

“安心”や“活力”の魅力に映える町の将来像の実現に向けて、第7次総合計画におけるまちづくりの方向性を示す8つの基本目標は以下のとおりです。

① “安心安全・定住”のまちづくり

町民のさらなる安心安全な暮らしを確保するため、本町の災害に強い特性を踏まえながら、地域防災力の強化や雨水対策などに努めるとともに、定住の場としての機能強化に向けた、秩序ある土地利用に基づく快適な居住環境の形成を目指します。

② “子ども・健康・福祉”のまちづくり

若い世代が多く住む本町の特徴を維持するため、県内でも有数の子どもを産み育てやすい環境の充実を図り、地域と連携した特色ある学校教育の展開に努めるとともに、徐々に進行しつつある少子高齢化社会を見据え、誰もが健康で、住み慣れた地域に暮らし続けることのできる環境づくりを目指します。

③ “産業・しごと・活力”のまちづくり

製造業を主体とした就業の場としての環境を維持するとともに、本町のさらなる活力や若い世代の雇用確保につながる産業機能強化に向け、北関東自動車道・新4号国道が交差する立地優位性を最大限に活かした新たな産業・流通機能等の導入を目指します。

さらに、首都圏に近い地理的優位性や本町の風土を活かした美味しい農産物の供給体制や地域に密着した商店街の振興を図り、活力ある産業づくりを目指します。

④ “交通・交流・連携”のまちづくり

機能的な道路網の形成や便利な公共交通機関の充実により、誰もが容易に移動できる環境を整えるとともに、友好都市をはじめとした周辺市町との交流・連携を強化し、本町の魅力や暮らしやすさを更に高める環境づくりを目指します。

⑤ “人・文化・スポーツ”のまちづくり

より多くの町民が芸術や文化、スポーツなどに日常的に親しむことができるよう、身近な地域でいつでも学び、活躍することができる環境づくりに努めるとともに、地域の様々な活動を次代につなぐ若い人材の育成を目指します。

⑥ “自然・環境”のまちづくり

本町の貴重な財産である鬼怒川・磯川緑地等の自然資源や、農地などからなるのどかな田園環境を守り活かしていくとともに、環境に負荷をかけない自然エネルギーの活用にも配慮した環境に優しいまちづくりを目指します。

⑦ “コミュニティ・地域力”のまちづくり

子育てや介護、健康づくり、防災など、地域の抱える様々な課題を自主的に解決できるよう、ボランティア団体や自治会などを主体としながら、積極的な福祉・コミュニティ活動、自主防災活動を展開するなど、地域の力を高める環境づくりを目指します。

⑧ “協働・健全財政”のまちづくり

情報の共有化や適切な支援などによる町民との効果的・効率的な協働体制の確立に努めるとともに、健全な財政の維持に向けた必要な組織・施設の再編、事務事業の見直しに取り組むなど、持続可能な行政サービスの推進を目指します。



鬼怒川東蓼沼橋

第3章 計画人口の枠組み

上三川町の将来人口の予測

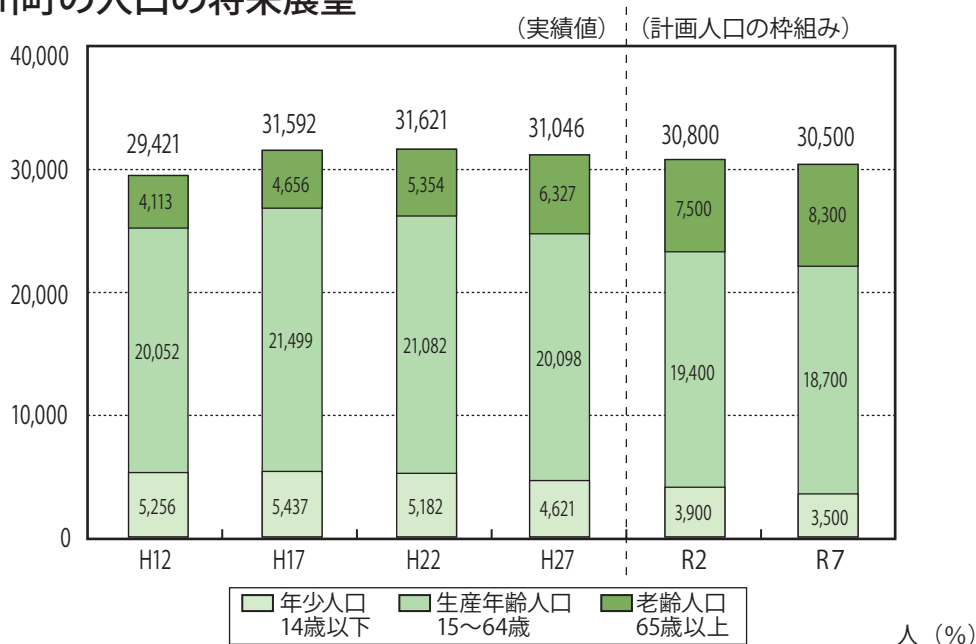
平成22年の国勢調査人口31,621人を基準に、国立社会保障・人口問題研究所における生残率及び純移動率を用いたコーホート要因法による推計を行うと、第6次総合計画策定時における推計値（平成27年度：32,800人～34,000人）を下回るペースで推移し、令和7年には約29,300人にまで減少（少子高齢化の一層の進展）することが見込まれます。

計画人口の枠組み

第7次総合計画においては、若年層や子育て層を中心とした暮らしやすい環境づくり、働きやすい環境づくりを積極的に進め、人口減少傾向を可能な限り抑制していくことを前提に、令和7年の計画人口の枠組みを約30,500人と設定します。

【計画人口の枠組み】令和7年 約30,500人

—上三川町の人口の将来展望—



年次 区分	平成12年	平成17年	平成22年 (基準年次)	平成27年	令和2年	令和7年 (目標年次)
総人口	29,421	31,592	31,621	31,046	30,800	30,500
年少人口 (14歳以下)	5,256 (17.9)	5,437 (17.2)	5,182 (16.4)	4,621 (14.9)	3,900 (12.7)	3,500 (11.5)
生産年齢人口 (15~64歳)	20,052 (68.2)	21,499 (68.1)	21,082 (66.7)	20,098 (64.7)	19,400 (63.0)	18,700 (61.3)
老年人口 (65歳以上)	4,113 (14.0)	4,656 (14.7)	5,354 (16.9)	6,327 (20.4)	7,500 (24.4)	8,300 (27.2)

注) 平成27年までは国勢調査の実績値を表示している。
総人口には年齢不詳分を含む。
構成比については四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

第4章 土地利用構想

本町は東西約8km、南北約11km、総面積54.39km²の、ほぼ平坦な地形により構成され、“三川郷”と呼ばれるゆえんとなった鬼怒川・江川・田川の3本の河川が南流する、豊かな水と大地に恵まれた空間を有しています。

美しくのどかな田園が町全域に広がる中、太平洋・日本海の広域の玄関口にアクセスする北関東自動車道が町北部を東西方向に、町中央部及び町西部には東京圏や東北圏、県都宇都宮方面に連絡する新4号国道、国道4号及びJR宇都宮線が南北方向に走っており、その沿線には、まとまりのある住宅地や工業地・商業地が形成されています。

本町の将来的な土地利用構想は、こうした都市空間構造を基調としながら、“町の将来像”や“計画人口の枠組み”を見据え、居住環境の充実や産業の振興など、町民の生活や活動を支える土地利用形成の指針として位置づけられるものであり、町域を大きく5つに区分し、それぞれの土地利用の基本的な方向性を以下に示します。

(1) 住居系土地利用

中心市街地周辺をはじめとする住宅市街地の区域については、身近な道路や公園、下水道などの良好な生活基盤施設が整い、きれいな街並みを有し、誰もが安心・安全に暮らすことのできる、日常生活の利便性が確保された快適な居住環境の形成を図ります。

また、庁舎周辺や上三川いきいきプラザの周辺などについては、本町の行政機能をはじめ、文化・福祉・コミュニティ機能が集積し、町民の活発な交流活動の中心を担う環境の形成を図ります。

(2) 商業系土地利用

中心市街地周辺をはじめとする商業機能が集積する区域については、それぞれの立地特性を踏まえながら、町民の日常生活の利便性を確保する商業地の形成や広域流動を活かした沿道サービス地の形成を図り、より多くの人々が訪れやすい賑わい環境の形成を図ります。

(3) 工業系土地利用

既に工業生産基盤が整備された区域については、良好な操業・生産環境の維持・充実を図るとともに、既存企業の支援などに努め、より多くの就業の機会を提供する産業環境の形成を図ります。

北関東自動車道と新4号国道の交差点周辺及び新4号国道沿線については、広域交通基盤の立地優位性を最大限に活かしながら、既存の自動車産業をはじめ、本町の活力を牽引する新たな産業機能・流通機能等が集積し、地域の生産活動の中心を担う環境の形成を図ります。

(4) 農業集落及び農業系土地利用

本町全域に広がる農地を主体とした区域については、特色ある農産物を生産する優良農地の保全や、担い手不足に伴い増加が懸念される耕作放棄地・遊休農地の対策に取り組むなど、良好な農業生産環境を引き続き維持するとともに、既存集落地などの快適な暮らしを支える居住環境の充実や緑環境の保全に努め、豊かな田園環境の形成を図ります。

(5) 緑地系土地利用

鬼怒川、田川、江川及び磯川など、本町の美しい自然や景観を象徴する河川周辺については、治水機能や生態系保護に配慮した水辺空間の適正な保全・活用、緑空間の創出などに努め、さらに町民のレクリエーションの場・憩いの場としての環境充実を進めることで、潤いのある水・緑環境の形成を図ります。

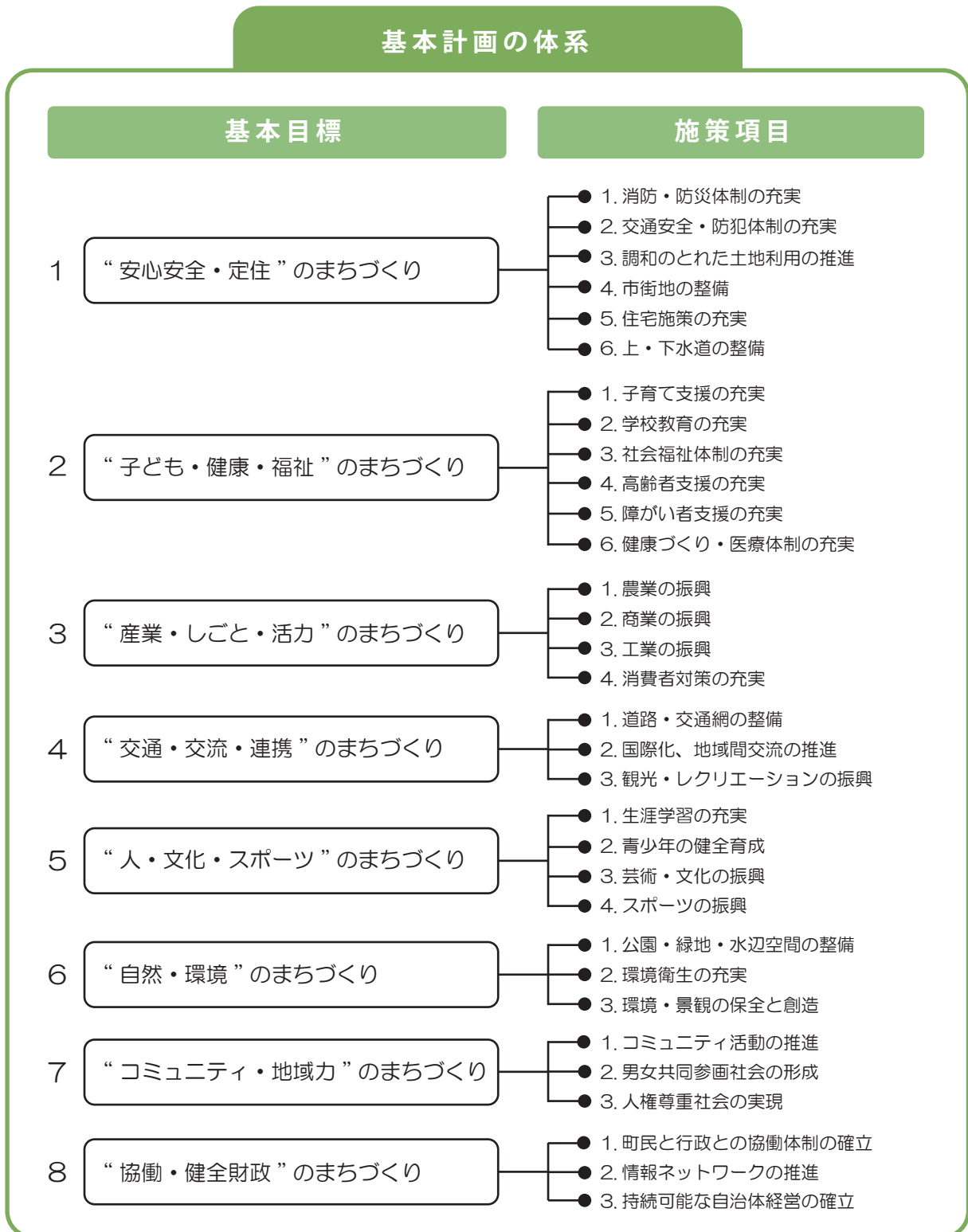


上三川インター南産業団地の整備区域

Ⅲ 後期基本計画

■基本計画の体系

基本構想に掲げる基本目標を踏まえ、今後5年間のまちづくり施策の体系を以下のとおり整理し、総合的・計画的な施策の展開を図ります。



※基本計画における[8-3.持続可能な自治体経営の確立]の内容が「上三川町行政改革大綱」に相当します。

－基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関係－

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標です。

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標を定めています。

SDGsの目標を達成するためには、行政・町民等の多様な主体が協働して取り組むことが重要であり、本町においても、SDGsの目標達成に結び付く取り組みが必要です。

基本計画においては、それぞれの取り組み内容を推進することがSDGs達成に貢献するものと考え、基本目標に該当する主な目標のアイコンを掲載し、SDGsとの結び付きを示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



[SDGs（世界を変えるための17の目標）]

	目標1（貧困） あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。		目標2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		目標3（健康） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	目標4（教育） すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		目標5（ジェンダー） 男女の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。		目標6（水・衛生） すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する。
	目標7（エネルギー） 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。		目標8（成長・雇用） すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用と働きがいのある人間らしい仕事を推進する。		目標9（イノベーション） 強靭なインフラを整備し、持続可能な産業を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。
	目標10（不平等） 国内及び国家間の不平等を是正する。		目標11（都市） 都市を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。		目標12（生産・消費） 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	目標13（気候変動） 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。		目標14（海洋資源） 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。		目標15（陸上資源） 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。
	目標16（平和） 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する。		目標17（実施手段） 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化させる。		

※ 国際連合広報センターホームページより抜粋

■重点項目の設定

まちづくり施策の体系を念頭に、昨今の人口減少や高齢化、災害の頻発化・激甚化、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う新たな社会環境の変化に的確に対応し、まちの活力・魅力が今後とも維持されるよう、基本計画において積極的に取り組むべき重点項目を以下のとおり設定します。

【1】安心安全な環境の充実

東日本大震災等の未曾有の大災害や、近年の豪雨・台風等による自然災害の脅威の顕在化による、強靱なインフラ整備などの必要性や防災・減災に対する意識の高まりを受け、河川における水害対策や自主防災組織の育成など、ハード・ソフト両面において災害に強い、安心・安全な環境づくりに力を入れて取り組みます。

【取組みの方向性】

- 主要な河川の整備
- 地域の防災体制の充実 等

【2】定住を促す環境の充実

多くの人に上三川町を定住の場として選んでもらえるよう、若い世代の定住意欲の向上や町外からの新たな移住の促進に向け、本町の魅力的な資源を活かしながら、良質な居住環境の充実、買い物利便性の向上、雇用の場の確保など、暮らしやすい環境づくりに力を入れて取り組みます。

【取組みの方向性】

- 魅力ある中心市街地の創出
- 立地特性を活かした良好な市街地環境の整備
- 効果的な各種住宅施策の実施 等

【3】子育て・教育環境の充実

人口減少・少子高齢化への継続的な対策が求められる中、安心して子どもを産むことができ、子どもたちが次代を担う人材として地域に根差し、健やかに成長することができるよう、特色ある教育環境の整った、子育てのしやすい環境づくりに力を入れて取り組みます。

【取組みの方向性】

- 産前・産後の切れ目ないサポートの強化
- 地域への愛着を育む特色ある学校づくり
- 学校のICT環境の整備 等

【4】健康・福祉の環境の充実

高齢化社会の進展や、新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな生活様式の構築などを見据えつつ、暮らしに身近な地域で自主的に健康づくりに取り組む任意団体への支援や介護予防の充実、感染症対策の周知啓発、移動手段の確保など、誰もが健康で元気に暮らし続けることのできる環境づくりに力を入れて取り組みます。

【取組みの方向性】

- 地域で自主的に健康づくりに取り組む任意団体の支援
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備
- 障がい者の活躍を後押しする就業・生活支援 等

【5】産業環境の充実

社会経済情勢の大きな変化を見据え、就業の場としての機能強化を目指し、稼げる農業に向けた生産環境の充実、地域の生活に根差した商店街づくり、新4号国道などのポテンシャルを活かした新たな産業基盤の整備や観光・交流機能の強化など、本町の持つ立地特性を活かした産業の環境づくりに力を入れて取り組みます。

【取組みの方向性】

- 稼げる農業に向けた生産基盤の強化
- 新たな産業基盤整備の調査・研究
- 地域資源を活かした観光スポットの整備
- 人の流れを活性化につなげる交流拠点づくりの検討
- 多様な働き方に対する支援 等

【6】協働体制の充実

本町の特色である活発な町民活動やまちおこしの取組みが今後とも推進されるよう、様々なボランティア活動や小学校区単位におけるコミュニティ活動に対する支援を行うとともに、地域づくり・まちづくりに関する情報の発信や民間事業者との連携を図るなど、協働の環境づくりに力を入れて取り組みます。

【取組みの方向性】

- ボランティア・コミュニティ活動に対する支援
- 地域づくり・まちづくり情報の発信
- 民間事業者との連携
- 「いちご一会とちぎ国体」の開催 等

基本目標 1

“安心安全・定住”のまちづくり

[関連するSDGsの目標]



施策項目 1 消防・防災体制の充実

現状と課題

【消防・救急】

消防・救急体制は、石橋地区消防組合による常備消防と、消防団による非常備消防により構成され、これまで相互に連携しながら、地域消防や救急活動に大きな役割を果たしてきました。

今後は、多様化・複雑化する火災などに対応する常備消防の適正な機能確保や、消防団員不足による地域防災力の低下を避ける取組み、さらには高齢化社会の進展を見据えた救急体制の充実などに努めていく必要があります。

【防災体制】

本町は、自然災害に比較的強い恵まれた環境を有していますが、東日本大震災や近年の豪雨・台風等による災害の頻発化・激甚化等により、町民の防災に対する意識や関心は高まりつつあり、安全な暮らしの確保に向けた防災体制の充実・強化が求められています。

【治水対策】

一級河川など主要な河川における護岸整備などの河川改修が計画的に進められてきましたが、これまでにない雨量や、市街地開発・農地の減少に伴う雨水の貯留能力の低下から、集中豪雨時には内水はん濫などによる浸水被害が発生しているため、危険箇所の的確な把握や河川の改修工事、市街地における雨水排水の整備などが課題となっています。

【武力攻撃事態等への対策】

国の平和や安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている中、本町においても、武力攻撃事態等を想定した「上三川町国民保護計画」に基づく取組みを進めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
1. 消防・防災体制の充実	1 消防・救急体制の充実	(1) 消防団の活性化 (2) 常備消防・救急体制の充実
	2 防災体制の充実	(1) 総合的な防災体制の確立 (2) 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成
	3 治水対策の推進	(1) 主要河川の整備促進 (2) 中小河川の整備 (3) 公共下水道雨水整備の推進
	4 武力攻撃事態等への対策の推進	(1) 国民保護計画に基づく取組みの推進

単位施策・取組み内容

1. 消防・救急体制の充実

(1) 消防団の活性化

地域防災の要として重要な役割を担う消防団活動の活性化に向け、消防団員の安定的な確保、教育・訓練による団員の育成・強化、消防施設・設備の計画的な更新、サポート体制の充実などに努めます。

(2) 常備消防・救急体制の充実

常備消防及び救急体制の充実を図るため、石橋地区消防組合における「消防力適正配置基本構想」を踏まえつつ、消防施設・設備の充実、消防職員の増員や教育・訓練の実施について関係機関との連携強化に努めます。

2. 防災体制の充実

(1) 総合的な防災体制の確立

災害の規模や被害状況などを踏まえた「上三川町地域防災計画」の見直しや、「上三川町国土強靱化地域計画」の定期的な改定による、総合的な防災体制の確立に努めます。

避難場所や家庭での防災対策などを広く周知し、住民による自発的な行動を促すとともに、防災施設の整備・強化や指定避難所の確保、資機材や非常食といった物資の備蓄などに努めます。

また、災害時における民間企業との連携体制の確保や、緊急時の情報伝達体制の充実に努めます。

(2) 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

町民の日頃の防火や防災に対する意識を高めるため、広報紙や防災マップによる情報提供の充実、町消防演習や各自治会の消防訓練などの実施に努めます。

また、大規模災害などの初動期において、隣近所による避難実施や救出・救護、避難所の自主的な運営などに力を発揮し、被害の軽減を図る、自主防災組織の設立や活動支援に努めます。

3. 治水対策の推進

(1) 主要河川の整備促進

台風の大型化やゲリラ豪雨などにより頻発化・激甚化する内水などの浸水被害の軽減を図るため、関係機関との連携強化により、一級河川における危険箇所の早期改修に努めます。

(2) 中小河川の整備

中小河川の溢水被害を軽減する治水機能の強化に向け、田川内水被害軽減対策事業による普通河川赤沢川、井川の改修とともに、その他河川の修繕など、計画的な河川整備を進めます。

(3) 公共下水道雨水整備の推進

市街地における浸水被害の軽減・防止を図るため、公共下水道の主要な雨水幹線について、補助事業を導入し、関係機関・地元住民の協力などを得ながら積極的な整備を進めます。

4. 武力攻撃事態等への対策の推進

(1) 国民保護計画に基づく取組みの推進

武力攻撃事態等に的確・迅速に対処することができるよう、国・県の動向を踏まえた「上三川町国民保護計画」の見直しを進め、平素からの備えや事態発生時の即応体制の整備に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
消防団員充足率	R2年度 95.2%	100.0%
災害時における民間企業との連携体制の確保数(災害協定等の締結)	R1年度 2件	各年度2件
災害時の避難場所を知っている町民の割合	R1年度 73.2%※1	90.0%
自主防災組織数	R1年度 23組織	45組織
武名瀬川第三排水区雨水幹線整備の延長(調整池から吐口まで)	R1年度 0m	1,023m

※1 令和2年まちづくりアンケート調査結果

主要事業等

- 消防設備整備事業
- 消防団サポート事業
- 消防操法大会
- 消防水利整備事業(消火栓設置事業)
- 民間企業との連携体制の確保
- 自主防災組織設立事業
- 防災資機材等購入事業
- 河川事業(田川内水被害軽減対策事業)
- 公共下水道事業
- 「上三川町国民保護計画」の改定

施策項目 2 交通安全・防犯体制の充実

現状と課題

【交通安全】

関係機関・団体との連携により、安全な道路環境づくりに努めてきましたが、新4号国道を中心とする通過交通量の多さや、ドライバーの横断歩道における一時停止への意識の低さなど、様々な要因により交通事故が絶えない状況にあります。

今後も、交通量の一層の増加や高齢化社会の進展などを踏まえつつ、町民に対する交通安全意識の啓発や危険箇所の把握、交通安全施設の計画的な整備などに努めていく必要があります。

【防犯】

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、関係機関・団体との連携により、町民に対する防犯意識の啓発や防犯灯の設置、防犯パトロールの実施などの取組みにより、地域の安全が図られてきました。

今後も、防犯意識の向上や地域による犯罪防止機能の維持を図り、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
2. 交通安全・防犯体制の充実	1 交通安全対策の充実	(1) 交通安全意識の高揚 (2) 交通安全施設の整備
	2 防犯体制の充実	(1) 防犯意識の高揚 (2) 犯罪の起こりにくい環境づくり

単位施策・取組み内容

1. 交通安全対策の充実

(1) 交通安全意識の高揚

幅広い年齢層に応じた効果的な交通安全教室を実施します。

また、関係機関や交通安全団体との連携を図り、春・秋の交通安全運動期間を中心とする啓発活動の推進に努めます。

(2) 交通安全施設の整備

安全な道路環境の確保に向け、交通量の多い路線を中心に、信号機や横断歩道などの設置を交通管理者に働きかけるとともに、カーブミラーなどの交通安全施設の設置を図ります。

また、関係機関と連携した通学路交通安全プログラムの実施により、通学路の危険箇所を把握し、安全対策の推進に努めます。

2. 防犯体制の充実

(1) 防犯意識の高揚

安心安全で住みよいまちづくりの実現に向け、町民の防犯意識や共助意識の高揚を促すため、各種行事でのリーフレットなどの配布や防犯教室を通じた啓発活動の実施に努めます。

また、関係機関や防犯団体との連携を図りながら、地元住民による自主的な地域安全活動の促進に努めます。

(2) 犯罪の起こりにくい環境づくり

犯罪の起こりにくい環境づくりの実現に向け、夜間における通行の安全確保や犯罪防止に資する防犯灯の設置などを計画的に進めます。

また、関係機関や地元自治会との連携を図り、犯罪危険箇所を把握し、防犯体制の充実に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
交通安全教室の開催回数	R1年度 17回	30回
防犯教室の開催回数	R1年度 21回	30回

主要事業等

- 交通安全教室
- 交通安全施設整備事業
- 通学路交通安全プログラム
- 通学路の区画線標示・防護柵設置
- 防犯教室
- 防犯灯設置



体験型の交通安全教室の様子

施策項目 3 調和のとれた土地利用の推進

現状と課題

【土地利用】

本町は、鬼怒川・江川・田川等の河川や広大な田園空間により、豊かな水と緑の環境が形成されています。

また、恵まれた交通条件や大手自動車工場の立地により、産業のまちとして発展してきました。

本町全域が都市計画区域に位置づけられ、市街化区域には建築物の用途の規制・誘導を図る用途地域が指定され、市街化調整区域の大半は農業振興地域に指定されています。

今後は、これまで形成されてきた本町の都市構造や、コンパクトで持続可能なまちづくりの必要性などを踏まえながら、環境保全の意識の高まりを受けた豊かな自然環境の保全や、定住人口の受け皿となる市街地環境の確保、活力ある産業を支える環境づくりなど、各種計画・方針と調和のとれた、適切な土地利用の形成に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

3. 調和のとれた土地利用の推進

1 土地利用の総合調整

(1) 土地利用関連計画の総合調整

2 適正な土地利用の推進

(1) 適正な規制・誘導

3 地籍調査事業の推進

(1) 地籍調査事業の計画的推進

単位施策・取組み内容

1. 土地利用の総合調整

(1) 土地利用関連計画の総合調整

土地利用の適正化に向け、「上三川町第7次総合計画」基本構想における土地利用構想を踏まえ、県等の関係機関との連携を図りながら、「上三川町都市計画マスタープラン」、「上三川農業振興地域整備計画」及び「上三川町森林整備計画」の総合調整を図ります。

2. 適正な土地利用の推進

(1) 適正な規制・誘導

本町におけるコンパクトで持続可能なまちづくりを念頭に、無秩序な開発行為を未然に防ぎ、地域特性に応じた土地利用の形成が図られるよう、多くの定住を促す市街地環境づくりや農業・工業・商業等の振興も考慮した、関連法・条例等に基づく一体的な土地利用の規制・誘導に努めます。

また、良好な市街地環境の形成を図る地区計画区域については、社会状況の変化や土地利用ニーズに応じた計画内容の見直しを検討し、建築物などの適正な規制・誘導に努めます。

3. 地籍調査事業の推進

(1) 地籍調査事業の計画的推進

土地の適正かつ有効な利用が円滑に推進されるよう、土地の位置や境界・所有者等を明確にする調査事業の計画的な推進に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
地籍調査進捗率	R1年度 23.0%	27.0%

主要事業等

- 関連法・条例等に基づく土地利用の規制・誘導
- 地籍調査事業



地籍調査事業の様子

施策項目 4 市街地の整備

現状と課題

【市街地整備】

これまで、並木山王地区、石橋駅東地区、多功南原地区における土地区画整理事業をはじめ、ゆうきが丘ニュータウン、本郷台団地における宅地開発や、富士山地区などの既成市街地内における居住環境の向上など、良好な市街地の形成に向けた様々な取組みが進められてきました。

近年は、北関東自動車道のインターチェンジに近い新4号国道沿いにおいて、上三川インター南産業団地の整備が進められています。

また、中心市街地においては、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成する「ウォーカブル推進都市」関連施策の実践が求められています。

今後は、本町の都市構造のあり方や土地利用・道路等の実状を踏まえつつ、既成市街地における住環境の改善や道路整備が必要とされる地区への対応、魅力の感じられる中心市街地の形成、新たな産業立地の適正な誘導などに努めていく必要があります。

【街路整備】

都市計画道路に位置づけられた路線について、早期整備に向けた取組みを進めてきましたが、未整備路線については、整備の優先性やそれぞれの抱える状況に的確に対処しつつ、整備を進めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

4. 市街地の整備

1 良好な市街地の形成

- (1) 中心市街地の整備
- (2) 既成市街地等の整備
- (3) 新たな産業用地の確保
- (4) 市街地情報等の整備

2 街路整備の推進

- (1) 都市計画道路の整備

単位施策・取組み内容

1. 良好な市街地の形成

(1) 中心市街地の整備

人々が集う魅力ある中心市街地の創出に向け、町民との協働による、商店街再生に向けたハード・ソフト両面での取組みを進めます。

国登録有形文化財生沼家住宅・故吉澤章氏の創作折り紙の貴重な地域資源を活かしつつ、「ウォーカブル推進都市」を目指し、拠点施設などの改修や、それらを結ぶ回遊ルートを構築し、安全・快適な道路空間を確保するなど、居心地が良く、歩きたくなる、訪れたくなるまちなかづくりの推進に努めます。

(2) 既成市街地等の整備

富士山地区における市街地整備の完了に向け、地区内の新設道路や公園などの整備を推進するとともに、願成寺地区、西浦・富士見台地区等の既成市街地における良好な居住環境の形成に努めます。

また、面整備が完了した石橋駅東地区について、町の玄関としての立地特性を活かした利便性の高い市街地環境の形成が図られるよう、石橋駅東通りの早期整備や適正な沿道利用の誘導を促進します。

(3) 新たな産業用地の確保

北関東自動車道や新4号国道の交通結節点となる本町の立地特性を踏まえ、上三川インター南産業団地への企業立地動向を見極めながら、社会経済情勢の変化や産業用地を求める企業ニーズに的確に対応した、新たな産業用地の整備に関する調査・研究を進めます。

(4) 市街地情報等の整備

まちづくりをはじめ、公共物管理などの様々な活用を可能とする、地図情報システムの定期的なデータの更新を図るほか、道路改良の実績に基づく道路台帳の適正な管理などに努めます。

2. 街路整備の推進

(1) 都市計画道路の整備

都市計画道路による円滑な道路ネットワークの構築を念頭に、公園通りについては、令和4年(2022年)「いちご一会とちぎ国体」の会場となる富士山公園へのアクセス道路として、大会開催までの整備完了を目指します。

また、石橋駅東通りについては、関係機関等との連携を強化し、早期整備による全線開通を目指すとともに、その他の未整備路線についても、関係者間の調整を図りながら効率的な整備に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
富士山地区市街地整備事業整備率	R1年度 85.7%	100.0%
石橋駅東通り整備事業整備率	R2年度 39.7%	58.5%
公園通り整備事業整備率	R1年度 75.9%	100.0%

主要事業等

- 「ウォーカブル推進都市」関連施策
- 既成市街地における整備計画策定
- 新たな産業用地の整備に関する調査・研究
- 都市計画道路（公園通り、石橋駅東通り）整備

施策項目 5 住宅施策の充実

現状と課題

【住宅地】

ゆうきが丘ニュータウンや本郷台地区の分譲などにより、住宅のまちとして着実な歩みを示してきましたが、近年では、社会経済情勢の変化や少子高齢化の進行に伴い、人口減少の傾向に転じています。

今後は、職住近接の魅力をもつ定住の場としての環境を維持するためにも、民間や関係機関との連携により、いつまでも安心して暮らし続けることのできる、良好な住宅地の形成に努めていく必要があります。

【町営住宅】

愛宕町営、下町第一町営、下町第二町営の3箇所の町営住宅が整備され、いずれも耐用年数の経過や老朽化の進行がみられる状況ですが、引き続き入居者のニーズなどを踏まえ、建物の改修や適正な居住水準の確保に向けた取組みに努めていく必要があります。

【住宅施策】

本町の人口減少の克服やまちの活力創出に向けた戦略的な取組みとして、若者世代の定住につながる新たな住宅施策の推進や、町内に点在し増加の傾向にある空き家の効果的な活用手法の導入に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

5. 住宅施策の充実

1 良好な住宅地の形成

- (1) 住宅・宅地の供給促進
- (2) 既存住宅の耐震化の促進

2 町営住宅の整備

- (1) 町営住宅の適正な維持管理

3 定住を促す住宅施策の推進

- (1) 定住促進のための住宅支援
- (2) 空き家対策の推進

単位施策・取組み内容

1. 良好な住宅地の形成

(1) 住宅・宅地の供給促進

より暮らしやすい住宅・宅地の供給に向け、本町の特色である職住近接が図られた良質な定住環境を守ります。

また、少子高齢化社会の進展などを見据え、鉄道・バス等による公共交通ネットワークが構築され、行政・医療・商業施設など様々な都市機能が市街地に集積する、コンパクトなまちづくりのあり方を検討します。

(2) 既存住宅の耐震化の促進

より安心・安全な住まいづくりに向け、既存住宅の耐震化の必要性に関する意識啓発を継続して行うとともに、「上三川町建築物耐震改修促進計画」に基づく、木造一戸建て住宅の耐震診断・改修に対する支援を行います。

2. 町営住宅の整備

(1) 町営住宅の適正な維持管理

町営住宅へのニーズを踏まえた適正な供給を図るため、「上三川町公共施設等総合管理計画」に基づきながら、既存町営住宅の適切な修繕・改修に努めます。

3. 定住を促す住宅施策の推進

(1) 定住促進のための住宅支援

本町の活力を支える定住人口の確保や若い子育て世帯の定住促進に向け、町内の永住希望者や町外からの移住・Uターン希望者を対象に、住宅取得支援などの定住促進施策を推進します。

(2) 空き家対策の推進

町内の全域にわたり増加傾向にある空き家について、所有者に対する適切な維持管理を促すとともに、利活用が可能な空き家については、空き家バンクへの登録や積極的な情報提供などにより流通を促します。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
住宅の耐震化率	R1年度 90.6%	95.0%
耐震普及ローラー作戦実施件数(累計)	H27～R1年度 131件	300件
定住促進住宅取得支援助成件数(累計)	R1年度 14件	R5年度まで 120件
空き家バンク登録件数(累計)	R1年度 0件	10件
空き家バンクの登録所有者と 利用希望者のマッチング数(累計)	R1年度 0件	10件

主要事業等

- 民間住宅耐震改修助成事業
- 耐震普及ローラー作戦
- 町営住宅維持管理事業
- 定住促進住宅取得支援事業
- 空き家バンク事業

施策項目 6 上・下水道の整備

現状と課題

【上水道】

全町水道化を目標に上水道の整備を進めてきましたが、豊富な地下水に恵まれた環境などから、普及率がなかなか向上しない状況にあり、管路施設についても、経年化による老朽管の増加などが懸念されています。

今後も、安全でおいしい水の安定供給が図られるよう、未給水区域の解消と普及率の向上を図るとともに、災害などに強い水道施設の整備や経営の効率化に向けた対策、ライフラインとしての危機管理の強化などに努めていく必要があります。

【下水道】

「上三川町生活排水処理構想」に基づき、生活排水に関連する公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等を計画的・効率的に進めてきました。

今後も、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の確保に向け、地域特性に応じた効果的な整備手法による事業の導入や下水道施設の改築・更新費用の平準化を図るなど、全町下水道化の実現に向けた取組みに努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
6. 上・下水道の整備	1 上水道の整備	(1) 水道の普及、充実 (2) 安定給水の確保 (3) 経営基盤の強化
	2 下水道の整備	(1) 公共下水道事業の推進 (2) 農業集落排水処理区域内の接続率向上 (3) 浄化槽設置の促進 (4) 流域下水道事業の推進 (5) 施設管理の充実 (6) 公共下水道事業運営の健全化推進

単位施策・取組み内容

1. 上水道の整備

(1) 水道の普及、充実

町民が安全で衛生的な生活を送ることができるよう、水道の加入促進や未給水区域の解消を進め、水道普及率の向上に努めます。

管路施設については、経年化による老朽管の増加や漏水の発生箇所などを見極めつつ、新たな更新計画に基づく効果的・効率的な布設替えを行います。

(2) 安定給水の確保

貴重な自己水源の保全や配水場などの適切な維持・管理を図ります。

また、災害・事故等に強い水道施設の確保を図り、飲料水を標的とした犯罪に対する防犯対策を継続し、安全でおいしい水が安定供給されるように努めます。

(3) 経営基盤の強化

持続可能な上水道事業の実現を図るため、水道普及率の向上による財源の確保、広域化による経費の節減、将来人口を見据えたダウンサイジングの実施による施設更新コストの縮減などを進め、経営基盤の強化に努めます。

2. 下水道の整備

(1) 公共下水道事業の推進

公共下水道の汚水整備については、市街地整備事業と関連した富士山地区及び市街地調整区域の石田地区における整備を進め、町内における公共下水道の未普及解消を目指します。

(2) 農業集落排水処理区域内の接続率向上

農業集落排水の各処理区域内の接続率を向上するため、維持管理組合との連携を図りながら、個別訪問や広報紙・回覧による事業の啓発・PR活動の実施などに努めます。

(3) 浄化槽設置の促進

地域特性に応じた効果的・効率的な生活排水の処理に向け、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や、公共下水道及び農業集落排水事業の区域外での浄化槽の設置を促します。

(4) 流域下水道事業の推進

流域下水道事業については、処理区域の拡大や下水道接続の促進に向けた取組みに努めるとともに、宇都宮市・下野市との鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）のエリアなどにおける、ソフト・ハード両面での広域化・共同化に向けた検討を進めていきます。

(5) 施設管理の充実

公共下水道及び農業集落排水の施設については、適正な維持・管理を図るとともに、今後の経年化による老朽施設と維持管理費の増加を見込み、ストックマネジメントに基づく下水道施設の改築・更新費用の平準化や、公共下水道及び農業集落排水事業の統廃合に向けた検討を進めます。

(6) 公共下水道事業運営の健全化推進

公営企業会計により経営状況の明確化・透明化を図ります。

また、ストックマネジメントや経営戦略などの策定により、料金体系の見直しや管渠の更新計画の検討などを行い、経営基盤の強化と健全性の確保を図ります。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
上水道有収率	R1年度 74.3%	86.0%
上水道普及率	R1年度 89.6%	92.0%
認可区域内污水整備率	R1年度 89.0%	93.0%
公共下水道水洗化率	R1年度 87.1%	89.1%
污水处理人口普及率	R1年度 97.5%	98.4%
農業集落排水水洗化率	R1年度 76.4%	77.2%
浄化槽設置費補助率	R1年度 31.2%	37.5%

主要事業等

- 水道施設整備事業
- 水道施設の維持管理
- 公共下水道事業
- 特定環境整備事業
- 農業集落排水事業
- 浄化槽設置整備補助事業
- 下水道施設の維持管理



蓼沼配水場社会科見学の様子

基本目標 2

“子ども・健康・福祉”のまちづくり

[関連するSDGsの目標]



施策項目 1 子育て支援の充実

現状と課題

【親や子どもの健康】

妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に向け、「子育て世代包括支援センターしらピヨ」の開設をはじめ、育児不安に関する相談・支援体制の充実、乳幼児健診の受診や予防接種の勧奨、児童・生徒の心と体の健康づくりのための保健学習などを進めてきました。

今後も、親や子どもの健康を確保するため、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりや、心身両面からのサポートに努めていく必要があります。

【子育て家庭】

「子育て支援センター」の開設による子育て家庭の交流・情報交換の場の提供をはじめ、保育所の民営化による保育施設やサービスの充実、乳児から中学生までを対象とした医療費の助成など、子育て家庭に対する幅広い支援を進めてきました。

今後も、子育てに関する不安の解消に向け、親子の交流の場の提供や安全な施設の確保、子育てを地域で支えていける施策の展開、共働き世帯などの多様な保育ニーズを踏まえた保育サービスの提供などに努めていく必要があります。

【支援を必要とする子どもと家庭】

近年、社会問題化している児童虐待については、地域社会の意識の醸成や関係機関との連携により、要保護児童の早期発見及び適切な保護に努め、併せて、養育力の不足する家庭の支援充実にも取り組んでいくことが求められます。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
1. 子育て支援の充実	1 親と子どもの健康の保持・増進	(1) 安全な妊娠・出産への支援 (2) 子どもの健やかな成長と発達への支援 (3) 思春期の心と体の健康づくり
	2 子育て家庭への支援	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 経済的負担の軽減
	3 支援を必要とする子どもと家庭への取組み	(1) 児童虐待の防止策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 要保護児童への支援

単位施策・取組み内容

1. 親と子どもの健康の保持・増進

(1) 安全な妊娠・出産への支援

晩婚化・出産の高齢化に伴い、妊娠中に不安を募らせる妊婦が増加していることから、妊娠・出産・子育て期という不安定な時期における総合的な支援を行い、妊産婦の精神的及び経済的な負担の軽減を図ります。

また、「子育て世代包括支援センターしらピヨ」の機能強化や関係機関との連携を図りながら、妊娠・出産に対する正しい知識の啓発や、少子化の流れに歯止めをかけられるよう、結婚を前提とした出会いの機会の創出、不妊に対する相談・支援体制の充実などに努めます。

(2) 子どもの健やかな成長と発達への支援

子どもの健やかな成長・発達を社会全体で見守り、子育て世代の親を孤立させないよう、すべての乳幼児の状況把握や定期的な健診の受診勧奨など、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援体制の充実に努めます。

(3) 思春期の心と体の健康づくり

思春期の心と体の健康づくりに向け、子どもたちのそれぞれの個性を尊重しつつ、次代を担う準備として、思春期における心身の健康教育や、子どもを産み育てることの意義などを学ぶ機会の拡充を図るとともに、学校など関係機関と連携を図りながら相談支援体制の強化に努めます。

2. 子育て家庭への支援

(1) 子育て支援サービスの充実

乳幼児や保護者同士の交流の機会を確保し、子育てについての相談や情報の提供・助言といった支援の充実・強化を図るとともに、地域で子育てを支えるという機運を醸成し、支援を必要とする子育て家庭に対する、地域全体による支援の推進に努めます。

また、子育て支援センターによるきめ細かな育児支援を継続しつつ、施設の老朽化への対応を含め、施設のあり方について検討を進めます。

(2) 保育サービスの充実

保育サービスの充実に向け、多様な保育ニーズに即した保育内容や施設の充実に努めます。

また、放課後における児童の健全育成を図るため、指定管理者による安定した放課後児童クラブの運営により、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

(3) 経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的負担の軽減に向け、医療費の助成や保育料・副食費の減免など、子育て家庭に対する経済的支援を推進します。

3. 支援を必要とする子どもと家庭への取組み

(1) 児童虐待の防止策の充実

児童虐待被害の未然防止及び再発防止に向けて、児童に関係する機関や地域全体で虐待の兆候を発見し、早期対応につなげられるような意識啓発を図るとともに、虐待が発生する可能性が高い家庭の早期把握や適切な支援に努めます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立し、健やかで安心な暮らしを実現できる環境づくりに向け、各種サービスなどの把握や情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図り、生活に関する相談・支援体制の強化や、医療費などの助成による経済的負担の軽減に努めます。

(3) 要保護児童への支援

要保護児童対策地域協議会の有効活用や関係機関との連携強化により、社会的養護体制の整備や機能の充実に努め、要保護児童に対する適切な支援に努めます。

また、要保護児童に対する必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」の設置を図ります。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
妊娠出産について満足している者の割合	R1年度 93.2%	95.0%
乳幼児健診受診率	R1年度 97.8%	100.0%
子育て支援センター利用者数	R1年度 12,072人	12,500人
保育所待機児童数	R2年度 16人	0人
子ども家庭総合支援拠点	R2年度 —	設置済み

主要事業等

- 不妊治療費助成事業
- 産後ケア事業
- 乳幼児健康診査（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）
- 子育て支援センター運営事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 保育所等助成事業
- 放課後児童健全育成事業
- 学校内学童クラブ室内設備の更新
- 医療費助成事業
- 第3子以降出産祝金事業
- 保育料・副食費の減免
- 要保護児童対策地域協議会
- 児童扶養手当等の助成
- 「子ども家庭総合支援拠点」の設置



子育て支援センターでの育児支援の様子

施策項目 2 学校教育の充実

現状と課題

【教育活動、教育支援】

子どもたちの確かな学力の確保に向け、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、GIGAスクール構想に基づくICT機器の活用、ALTによる外国語教育の充実、教職員の指導力向上を図る様々な研修に取り組んできました。

また、地域との連携により、地域の特性を活かした特色ある学校づくりや郷土学習が進められるほか、不登校・いじめなどの学校を巡る諸問題の解決などが図られてきました。

今後も、本町の将来を担う子どもたちの、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した“生きる力”の育成を実現するため、特色ある教育活動の推進や教育支援体制の充実などが求められています。

【安心・安全な学校づくり】

老朽化の進む屋内運動場の改修や、快適・安全に授業を受けるための空調機器や防犯カメラの設置などが進められてきましたが、今後も、時代に即した、安全な学校教育環境の確保に努めていく必要があります。

また、児童・生徒の健康づくりに向け、食物アレルギーにも配慮した安心・安全な学校給食の提供、食育の充実などに努めていくことが期待されています。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
2. 学校教育の充実	1 特色ある教育活動の推進	(1) 子どもたちの確かな学力の育成 (2) 子どもたちの豊かな心の育成 (3) 子どもたちの健やかな体の育成
	2 教育支援体制の充実	(1) 教員の資質・能力の向上 (2) 地域とともにある学校づくりの推進 (3) 学校を巡る諸問題の解決 (4) 国際化社会に対応した英語教育の推進 (5) 情報化社会に対応した情報活用教育の推進
	3 安心・安全な学校づくりに向けた環境整備	(1) 安心・安全な教育環境の整備 (2) 教材・教具等の整備 (3) 学校給食の充実

1. 特色ある教育活動の推進

(1) 子どもたちの確かな学力の育成

新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、主体的・対話的で深い学びの視点から、創意ある教育活動の展開を支援します。

また、教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図るとともに、各学校におけるカリキュラムマネジメント※の実現に向けた支援を行います。

※カリキュラムマネジメント：各学校や地域の実態を踏まえ、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ること。

(2) 子どもたちの豊かな心の育成

豊かな心を育む道德教育や人権教育の推進を図るとともに、「自立」した人間形成を目指し、社会との接続を意識した「自己教育力」や「自己学習力」の育成に努めます。

(3) 子どもたちの健やかな体の育成

児童・生徒の健やかな体づくりの推進に向け、新体力テストなどの結果を活かした児童・生徒のスポーツ活動の推進と、その環境整備の充実を図ります。

また、心身の健康増進と豊かな人間形成につながる食育の推進に向けて、栄養教諭などによる給食時の訪問指導や、食育だよりなどの発行により、児童・生徒及び保護者の意識の啓発を推進します。

2. 教育支援体制の充実

(1) 教員の資質・能力の向上

児童・生徒が自らの人生を切り拓いていく資質・能力を育むことができるよう、関係機関との連携により、教職員の資質・能力の向上に効果的な研修の実施に努めます。

(2) 地域とともにある学校づくりの推進

学校と地域の協働による特色ある学校づくりに向け、地域人材の積極的な活用を図り、地元に対する愛情・誇りを育む郷土学習や地域連携活動の強化に努めます。

また、各学校の学校運営協議会と連携して、児童・生徒や地域の実態を適切に把握し、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上に努めます。

(3) 学校を巡る諸問題の解決

不登校やいじめなどの学校を巡る諸問題の対応策として、不登校・いじめの要因、背景を分析する調査を実施するとともに、多様な児童・生徒及びその保護者の思いに対応するため、地域の支援機関と連携しながら、スクールカウンセラーや適応指導教室による更なるサポート体制の充実に努めます。

(4) 国際化社会に対応した英語教育の推進

小学校における外国語活動及び外国語科の完全実施に伴い、A L T の効果的な活用や英語指導技術向上のための環境整備や研修を行い、外国語教育の推進に努めます。

(5) 情報化社会に対応した情報活用教育の推進

児童・生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう、I C T を活用した授業のあり方や、表現力を高めるタブレット型端末の活用方法についての研究機会の充実を図ります。

3. 安心・安全な学校づくりに向けた環境整備

(1) 安心・安全な教育環境の整備

児童・生徒が安心・安全に授業を受けることができるよう、空調機器や防犯カメラの適正な維持管理に努めるほか、老朽化の進む各学校施設・設備の長寿命化を見据えた修繕や、児童・生徒数の推移を踏まえた適正配置に向けた調査・研究を行っていきます。

また、快適な教育環境が保持されるよう、地域などとの連携を図った環境づくりに努めます。

(2) 教材・教具等の整備

オンライン授業の実践や教育内容の充実を図る教材・教具として、教育用パソコンの計画的な更新を進めるとともに、タブレット端末を活用した「いつでも、どこでも、学べる」学習環境の整備を進めます。

(3) 学校給食の充実

児童・生徒の心身の健康を守る安心・安全な学校給食が提供できるよう、給食センターについて施設・設備の適切な更新により長寿命化を図りつつ、食物アレルギーに対する代替食の提供や、望ましい食習慣への意識を高める訪問指導の実施などに努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
栄養教諭による訪問指導	R1年度 154回	170回
1校当たりの学校運営協議会の開催回数	R1年度 5回	5回
P T A の施設清掃活動などの実施回数	R1年度 10回	20回
I C T 機器の整備状況 (タブレット端末等)	R1年度 18.0%	100.0%

主要事業等

- 食に関する指導の実施
- 学校運営協議会の開催
- タブレット端末の導入

施策項目 3 社会福祉体制の充実

現状と課題

【地域福祉】

地域共生社会の実現に向け、地域福祉活動の中核的な役割を担う町社会福祉協議会が主体となりながら、地区社会福祉協議会と連携した基盤整備や中高生を対象とするサマースクールの実施などにより、これからの地域福祉を支える町民の意識啓発や、ボランティア・各種団体等の育成に向けた取組みが進められてきました。

今後も、少子高齢化が進行し、地域における福祉ニーズがますます増大・多様化することが予想されることから、「我が事」「丸ごと」の地域づくりに向けた、より多くの主体の福祉活動への参画を促していく必要があります。

【自立生活】

日常生活における地域に密着した様々な福祉活動の展開が期待される中、自立生活の基盤として、町社会福祉協議会の体制強化が求められるとともに、福祉サービスの利用者に配慮した相談支援体制の充実や成年後見制度の普及・啓発に努めていく必要があります。

【生活困窮者】

生活保護世帯が横ばいの傾向にあり、今後も、関係機関や民生委員児童委員との連携のもと、生活困窮者の状況の的確な把握や、経済的自立につながる施策の実施に努めていく必要があります。

【国民健康保険事業】

国民健康保険については、急速な高齢化の進行や医療の高度化に伴い、医療費が増加を続け、財政状況を圧迫していることから、被保険者の健康づくりの促進をはじめ、国民健康保険税の収納率の向上や、医療費の適正化に向けた取組みに努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
3. 社会福祉体制の充実	1 地域福祉を支える仕組みづくり	(1) 福祉教育・人権教育、意識啓発の推進 (2) 福祉ボランティアの育成 (3) 安心・安全な地域づくり (4) 各種団体の育成
	2 自立生活の基盤づくり	(1) 相談支援体制・情報提供体制の充実 (2) 利用者の権利擁護 (3) 社会福祉協議会の基盤強化
	3 生活困窮者の支援	(1) 生活困窮者の支援の充実
	4 国民健康保険事業の健全化	(1) 国民健康保険財政の適正化 (2) 医療費の適正化

1. 地域福祉を支える仕組みづくり

(1) 福祉教育・人権教育、意識啓発の推進

町民の福祉意識の高揚を図るため、福祉などに関する周知イベントの継続的な実施や、町社会福祉協議会主催の小・中・高校生を対象とした「サマースクール」の実施に対する支援に努めます。

(2) 福祉ボランティアの育成

福祉ボランティアの育成・確保を図るため、幅広い年齢層や多くの登録者が活動でき、活動の場の拡大や円滑なマッチングを可能とする、町社会福祉協議会所管のボランティアセンターの運営に対する支援に努めます。

(3) 安心・安全な地域づくり

安心・安全な地域づくりに向け、高齢者や障がい者など、災害時に1人で避難行動をとることが困難な人を対象とする災害時要援護者届出制度に基づき、災害時避難行動の円滑化に努めます。

(4) 各種団体の育成

だれもが安心して暮らせる地域福祉のまちづくりに向け、様々な人々が福祉の担い手として活動できるよう、町社会福祉協議会など、地域福祉団体との連携に努めます。

2. 自立生活の基盤づくり

(1) 相談支援体制・情報提供体制の充実

日常生活の中で生じる身近な課題が早期に解決されるよう、「無料法律相談」や「心配ごと相談事業」の実施など、利用者が気軽に相談できる支援体制の周知や充実に努めます。

(2) 利用者の権利擁護

利用者本位の福祉サービスとなるよう、成年後見制度の適切な利用促進に向けた普及・啓発を図るとともに、本制度にかかる申立費用や報酬に対する助成に努めます。

また、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置に努めます。

(3) 社会福祉協議会の基盤強化

地域福祉を推進する中核的組織である町社会福祉協議会において、今後の福祉ニーズの多様化や社会環境の変化に対応し、活動の活発化や円滑化が図られるよう、組織強化の支援に努めます。

3. 生活困窮者の支援

(1) 生活困窮者の支援の充実

民生委員児童委員や町社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者に関する情報を的確に把握するとともに、相談体制の充実、県と連携した積極的な就労支援などの実施に努めます。

4. 国民健康保険事業の健全化

(1) 国民健康保険財政の適正化

国民健康保険財政の適正化に向け、口座振替の促進や電子決済サービスの活用など、収納方法の多様化に向けた取組みを進めるとともに、納税者への個別対応の推進による積極的な滞納者対策を進め、収納率の向上を図ります。

(2) 医療費の適正化

医療費の適正化に向け、レセプト点検の充実を図るとともに、更なる医療費の抑制に向け、町民に対し、上手な医療機関のかかり方やジェネリック医薬品の利用に関する意識啓発を推進します。

また、疾病の早期発見・早期治療につながる特定健診や人間ドッグの受診勧奨を促進します。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
個人ボランティア登録者数	R1年度 167人	200人
サマースクールの参加者数	R1年度 61人	70人
災害時要援護者届出者数	R1年度 259人	280人
後見人報酬助成制度利用者数	R1年度 0人	2人
徴収率(国民健康保険)	R1年度 92.8%	95.0%
レセプト点検効果率	H30年度 0.91%	1.0%
後発医薬品の使用割合	R1年度 79.5%	80.0%

主要事業等

- サマースクールの実施
- 災害時要援護者届出制度
- 無料法律相談
- 心配ごと相談事業
- 相談体制の推進
- 口座振替の促進
- 電子決済サービス等の活用
- レセプト点検事業
- 重複・頻回受診者訪問指導事業
- 人間ドッグ助成事業

施策項目 4 高齢者支援の充実

現状と課題

【高齢者支援】

「第7期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」に基づき、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、介護サービスの提供を進めてきました。

今後も、高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、住まい・介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供する、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みを進めていく必要があります。

【介護予防】

多様な主体が参画する新たな介護予防事業の展開に向け、地域の担い手となるボランティアの養成などに取り組んできましたが、今後も、介護予防の一環となる、高齢者の地域での居場所づくりや活動の場づくりなどに努めていく必要があります。

【包括的支援事業】

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる、住まい・介護・予防・医療・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制づくりに向け、地域包括支援センターの機能強化や地元医師会との連携、認知症による徘徊などの見守りネットワークの拡充など、地域ぐるみの多様な主体によるサービス提供に努めていく必要があります。

【生きがいづくり】

高齢化の進行を見据え、高齢者が積極的に地域活動に参加できる環境づくりやシルバー人材センターの運営などに取り組んできましたが、今後も、生きがいづくり活動や就労など、高齢者の社会参加のニーズに応じた支援体制の充実が大きな課題になります。

【介護保険事業】

介護サービスが必要な方に適切なサービス供給が行われるよう、申請件数の増加に対応した速やかな介護認定の実施や、介護保険財源の確保に向けた取組みが求められます。



介護予防教室の様子

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
4. 高齢者支援の充実	1 高齢者支援推進体制の充実	(1) 推進体制の充実 (2) 計画の見直し
	2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2) 一般介護予防事業の推進
	3 包括的支援事業の推進	(1) 地域包括支援センター運営の推進 (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症支援施策の推進 (4) 生活支援サービスの体制整備の推進
	4 生きがいつくりと社会参加の促進	(1) 生きがいつくりの推進 (2) 高齢者の積極的な社会参加の促進
	5 介護保険事業の健全化	(1) 介護保険財政の適正化 (2) 介護保険給付の適正化

単位施策・取組み内容

1. 高齢者支援推進体制の充実

(1) 推進体制の充実

団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を目指した施策及び介護予防を重視した施策の展開を図り、地域全体で高齢者を支える包括的な支援や効果的なサービスの提供に努めます。

(2) 計画の見直し

「第8期上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗確認や達成度評価を行い、その分析結果や高齢者ニーズ把握調査の結果を踏まえた、「第9期上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定を進めます。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

地域の実情に応じた、住民などの多様な主体が参画する新たな介護予防事業の展開に向け、地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援体制の構築に努めます。

また、介護予防に向けた新たな居場所づくりの働きかけなど、地域における自主的な予防活動に資する多様な取組みの育成・支援に努めます。

(2) 一般介護予防事業の推進

可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように、生活機能の維持向上のサービスを利用者が居住する身近な場所で展開します。

また、サービス対象者の早期把握に努め、介護予防に関するボランティアなどの人材や地域活動組織の育成・支援を図るとともに、KDB(国保データベース)システムなどを用いた分析により、地域の課題を抽出し、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けた必要な保健事業の実施に努めます。

3. 包括的支援事業の推進

(1) 地域包括支援センター運営の推進

地域包括支援センターについては、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの構築を担う中核的な施設として、求められる役割に応じた機能強化や、町との連携機能の強化などに努めます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医師会・医療機関・介護事業所等の関係機関との連携を図り、多職種協働による、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に努めます。

(3) 認知症支援施策の推進

増加する認知症高齢者に適切に対応するため、早期から適切な診断や対応が開始されるよう、相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、地域ぐるみによる見守り・訪問体制の整備に努めます。

(4) 生活支援サービスの体制整備の推進

高齢者が社会的な役割を持ちながら、生活支援・介護予防サービスなどが利用できる地域づくりに向け、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を軸とした、くろねえ事業と高齢者支援協議体の連動を図り、情報の集約や住民ニーズとサービス資源とのマッチングなどに努めます。

4. 生きがいづくりと社会参加の促進

(1) 生きがいづくりの推進

高齢者が生きがいを持ちながら積極的な地域活動を実践する環境づくりに向け、社会環境の変化を踏まえた、文化活動やスポーツ・レクリエーションを含む生涯学習活動の充実や、多様な学習機会を提供するシルバー大学校への入学の推奨、生きがいサロンの継続的な実施などに努めます。

(2) 高齢者の積極的な社会参加の促進

高齢者が、自らの豊かな知識や経験、技術を活かしながら、地域コミュニティや高齢者福祉などの多様な分野の活動に積極的に参加し、地域を支える担い手として活躍する場所・機会の提供に努めます。

5. 介護保険事業の健全化

(1) 介護保険財政の適正化

介護保険財政の適正化に向け、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく介護保険料の適正な賦課・徴収や、普通徴収保険料・滞納繰越分普通徴収保険料の徴収率向上に努めます。

(2) 介護保険給付の適正化

高齢者の尊厳を保持し、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護認定申請の増加を見据えた介護認定訪問調査や介護認定審査会の充実を図り、適正な介護認定に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
介護予防教室の延べ参加人数	R1年度 1,315人	1,500人
介護保険の要支援・要介護認定者を除く高齢者の割合	R1年度 83.0%	83.0%
生活支援サービスの種類	R1年度 5種類	6種類
生きがいサロンの参加延べ人数	R1年度 3,313人	3,500人
シルバー大学校入学者数	R1年度 6人	10人
上三川町シニアクラブ会員数	R1年度 1,444人	1,550人
1年間に町の講座や教室を利用した町民の割合	R1年度 12.4%※1	15.0%
シルバー人材センターの会員数	R1年度 180人	200人
シルバー人材センターの延べ就業人数	R1年度 22,029人	25,000人
介護保険料の徴収率	R1年度 98.4%	99.0%
介護認定審査会の開催回数	R1年度 60回	60回

※1 令和2年まちづくりアンケート調査結果

主要事業等

- 「第9期上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定
- 介護予防事業
- 生活支援サービス事業
- 介護予防教室の開催
- 地域包括支援センターの運営
- 多職種連携のための研修会
- 民間企業・事業所等との見守り協定の締結
- くろねえ事業
- 生きがいサロン
- シルバー人材センターの運営
- 介護認定審査会の開催

施策項目 5 障がい者支援の充実

現状と課題

【障がい者支援】

地域自立支援協議会内に4部会（移動、啓発、子ども、就労）を設置し、関係機関との連携を図りながら、障がい者の地域での自立支援を基本に、生活全般にわたる各種施策を進めてきました。

今後も、障がい者支援の一層の充実が求められる中、情報提供の推進や経済的負担の軽減、地域生活支援事業の実施、子どもたちの療育機会の確保や特別支援教育の充実などに努めていく必要があります。

【地域生活】

「上三川町障がい児・者相談支援センター」による相談しやすい環境づくりや、「上三川ふれあいの家ひまわり」による日中活動系のサービスの実施、農福連携をはじめとした就労支援などが進められてきましたが、今後も、障がい者のさらなる自立の促進を図るため、居住系サービスの確保や就労支援の強化、学習・文化・スポーツ活動の場づくりに向けた取組みなどに努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

5. 障がい者支援の充実

単位施策

1 障がい者支援推進体制の充実

- (1) 推進体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 経済的支援の推進
- (4) 自立支援給付と地域生活支援事業の推進
- (5) 療育支援体制の充実
- (6) 特別支援教育の充実

2 地域生活の支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 居宅生活・日中活動等の支援の充実
- (3) 就労支援の充実
- (4) コミュニケーション手段の確保
- (5) 学習・文化・スポーツ活動の促進
- (6) 医療・リハビリテーションの充実

単位施策：小項目

単位施策・取組み内容

1. 障がい者支援推進体制の充実

(1) 推進体制の充実

障がい者支援の推進体制の充実を図るため、地域自立支援協議会における部会などの協議・活動の活発化や、関係機関との連携強化を図ります。

(2) 情報提供の充実

障がい者の地域における自立した生活を向上させるため、町ホームページや継続配付している障がい福祉ガイドをより分かりやすいものとするほか、庁内各課に対し障がい者優先調達を促すなど、障がい福祉に関する情報提供の充実に努めます。

(3) 経済的支援の推進

障がい者の経済的負担を軽減するため、国・県等の動向を見据えつつ、「重度心身障がい者医療費助成事業」や「難病患者等福祉手当」など、経済的支援の継続的な実施に努めます。

(4) 自立支援給付と地域生活支援事業の推進

総合的な障がい者の自立支援システムの定着に向け、トータルコーディネートの実施による適正な障がい福祉サービスの提供や地域生活支援事業の運用に努めるとともに、相談体制の強化に努めます。

(5) 療育支援体制の充実

障がいの早期発見・早期療育体制の確立を基本に、関係機関との連携を強化しながら、町内外における通所による療育機会の確保や障がい児保育の充実に努めます。

(6) 特別支援教育の充実

乳幼児期から中学校卒業までの一貫した教育支援体制を確保するため、障がいのある未就学児・児童・生徒等に関する情報の一元化や、個別の教育支援計画の作成、引き継ぎの実施による継続した支援の実現に努めます。

また、教員一人一人の特別支援教育に対する理解を深める研修を実施するなど、教育支援体制の整備に努めます。

2. 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

複雑化・多様化する相談者ニーズに応じた相談体制の充実に向け、「上三川障がい児・者生活相談支援センター」における活動を強化し、障がい児・者や保護者などの家族が相談しやすい環境づくりに努めます。

(2) 居宅生活・日中活動等の支援の充実

障がい者が町内で自立した生活が送れるよう、「上三川ふれあいの家ひまわり」の機能強化による日中活動系のサービスを充実させるとともに、支援する家族のニーズを踏まえたグループホームの誘致に努めます。

(3) 就労支援の充実

障がい者の就労機会の拡充に向け、「上三川ふれあいの家ひまわり」における就労継続支援事業B型として、パン事業・レストラン事業・農福連携事業に対する支援に努めます。

(4) コミュニケーション手段の確保

コミュニケーション手段の確保のため、コミュニケーション支援事業を推進し、手話通訳者の確保・派遣や手話奉仕員の養成に努めます。

(5) 学習・文化・スポーツ活動の促進

障がい者が学習・文化・スポーツに触れる機会として、県民スポーツ大会などへの参加しやすい環境づくりや、文化的な事業の新たな実施の検討に努めます。

(6) 医療・リハビリテーションの充実

障がい者の障がいの程度の軽減や自立の促進を図るため、自立支援医療支給制度の周知と適正な運用を図ります。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
地域自立支援協議会及び下部組織の開催回数	R1年度 18回	22回
障がい者優先調達額	R1年度 673,570円	1,000,000円
ふれあいの家ひまわりの延べ利用件数	R1年度 14,675件	15,000件
農福連携提携農家数	R1年度 4件	8件
コミュニケーション支援事業の延べ利用件数	R1年度 175件	200件
県民スポーツ大会参加者数	R1年度 3人※1	5人

※1 台風により中止だったためエントリー数

主要事業等

- 障がい者優先調達
- 重度心身障がい者医療費助成事業
- 難病患者等福祉手当
- 「上三川町こども発達支援センターおひさまの家」のサービス拡充
- 「上三川町障がい児・者生活相談支援センター」の機能強化
- 「上三川ふれあいの家ひまわり」の機能強化
- 就労継続支援事業B型（パン事業・レストラン事業・農福連携事業）
- コミュニケーション支援事業
- グループホーム事業者に対する補助制度の周知
- 自立支援医療支給制度

施策項目 6

健康づくり・医療体制の充実

現状と課題

【健康づくり】

「上三川町第2期健康増進計画」「上三川町第3期食育推進計画」に基づき、上三川いきいきプラザの機能を活用した事業や、自主運動グループなどの主体的に健康づくりに取り組む地域団体への支援、食育フェスタの開催を通じた食の大切さに関する意識啓発などに取り組んできました。

今後も、町民の健康寿命の延伸や介護予防を重視した健康づくりに努めていく必要があります。

【保健サービス】

ライフステージに応じた保健サービスの提供を基本に、成人保健、精神保健、歯科保健、感染症対策等の取組みを進め、着実な成果を上げてきました。

高齢化社会の進展に伴い、疾病構造が変化し、がんや心疾患、糖尿病等の生活習慣病の増加が懸念され、さらには新型コロナウイルス感染症のまん延を機に、町民の健康に対する関心は高まっており、感染症対策を意識した保健サービスの提供に努めていく必要があります。

【地域医療体制】

町内に民間医療機関が多数立地するほか、近隣には三次救急医療機関（救命救急センター）である自治医科大学付属病院が立地するなど、恵まれた医療環境にあります。

今後は、医療ニーズの高度化・多様化を踏まえ、かかりつけ医の推奨による地域医療体制の充実や、小山医療圏における救急医療体制の確保に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
6. 健康づくり・医療体制の充実	1 健康づくり推進体制の充実	(1) 健康づくり推進協議会の充実 (2) 計画の見直し
	2 健康づくりの促進	(1) 地域ぐるみ健康づくり活動の促進 (2) 上三川いきいきプラザの機能活用 (3) 「食育」の推進
	3 保健サービスの充実	(1) 成人保健事業の充実 (2) 精神保健対策の推進 (3) 感染症対策の推進 (4) 歯科保健事業の充実
	4 地域医療体制の充実	(1) かかりつけ医の定着促進 (2) 救急医療体制の充実

■ 1. 健康づくり推進体制の充実

(1) 健康づくり推進協議会の充実

町民の健康づくりの推進を図るため、健康づくり推進協議会の機能を強化し、健康づくりに関する多面的な施策を検討するとともに、健康増進計画の策定や食育推進計画の進行管理などに努めます。

(2) 計画の見直し

現行の「上三川町第2期健康増進計画」及び「上三川町第3期食育推進計画」に基づく事業などへの評価を毎年度行い、必要に応じた施策のマイナーチェンジによる事業効果の向上に努めるとともに、社会環境の変化を踏まえた現行計画の見直しを検討していきます。

■ 2. 健康づくりの促進

(1) 地域ぐるみ健康づくり活動の促進

健康づくりのきっかけとして生活に身近な取り組みを続けてポイントを貯める「健康マイレージ」や、運動習慣定着のきっかけづくりとしての運動教室などに、多くの町民が参加してもらえるように周知方法などを工夫します。

また、自主運動グループをはじめとした地域の健康づくりの様々な担い手に対して、活動が継続できるような働きかけや支援を行います。

(2) 上三川いきいきプラザの機能活用

上三川いきいきプラザについては、乳幼児から高齢者までが利用する健康づくりや、地域交流の拠点的な施設として、「ウォークブル推進都市」関連施策と連携しながら、サービスの向上や施設・設備のメンテナンスに努め、健康寿命の延伸や地域活性化を促進する事業の実施を進めていきます。

(3) 「食育」の推進

「上三川町第3期食育推進計画」に基づき、生活習慣病の予防及び栄養バランスのとれた食生活の周知・啓発を推進するとともに、関係機関との連携により、気軽にできる食育の取り組みの周知や、食育に関するイベントなどへの参加の促進、食育体験の充実などに努めます。

3. 保健サービスの充実

(1) 成人保健事業の充実

「上三川町特定健康診査実施計画」に基づく特定健康診査・特定保健指導の推進を図ります。

特定健康診査の受診率の向上により、特定保健指導の対象者を的確に抽出し、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。

生活習慣病の中でも糖尿病については、進行して合併症を発症すると本人のQOL※や医療費の面でも大きな影響があるため、健診結果やレセプトデータなどを活用し、糖尿病重症化予防の取組みを強化します。

また、がん検診及び肝炎ウイルス検診を実施し、疾病の早期発見、早期治療の推進に努めます。

※QOL (Quality of Life) :生活の質

(2) 精神保健対策の推進

町民のこころの健康状態を維持するため、こころの相談事業を充実させるとともに、本人だけでなく家族や周囲の人も本人の変化に気づき、相談窓口につなげられるよう、相談窓口の存在の周知に努めます。

様々な機会においてセルフチェックシートを活用し、ハイリスク者の早期発見・早期治療等に結びつくアプローチ・支援を図るほか、悩んでいる人に寄り添い、「孤立・孤独」を防ぐことのできる地域となるよう、定期的なゲートキーパー※の養成に努めます。

精神障がい者が住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、精神障がい者に対する正しい知識の普及や、関係機関との連携による支援に努めます。

※ゲートキーパー:地域や職場など様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる人

(3) 感染症対策の推進

感染症の予防及びまん延防止のため、予防接種の積極的な受診勧奨や、その必要性に対する周知徹底を図ります。

また、新型コロナウイルス或いは新型インフルエンザ等の新たな感染症対策を図るため、医療機関や近隣市町等の関係機関との連携を図りながら、「上三川町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいた取組みを進めます。

(4) 歯科保健事業の充実

生涯にわたり歯や口腔の健康が保たれ、疾病につながるリスクが低減されるよう、関係機関との連携を図りながら、幼児期の子どもを持つ保護者への歯周疾患の予防の必要性に関する正しい知識の普及や、高齢期における口腔機能の低下を予防するための歯周病検診の実施などに努めます。

4. 地域医療体制の充実

(1) かかりつけ医の定着促進

病気の治療をはじめ、病気の予防や健康に不安を感じたときに身近に相談できる医療機関となる、かかりつけ医の重要性や必要性に対する認識を促し、その普及・定着に努めます。

(2) 救急医療体制の充実

休日・夜間における医療ニーズに応えるため、町内外の医療機関との連携による救急医療体制の充実・確保を図ります。

また、安心して救急医療を受診できる環境づくりに向け、救急医療機関(小山医療圏)や小山地区夜間休日急患センターなどの適正な利用について、広く町民に周知を図ります。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
健康づくり推進協議会の開催回数	R1年度 1回	2回
健康マイレージ事業の参加者数	R1年度 552人	600人
健康増進のための取組みをしている町民の割合	R1年度 55.4%※1	65.0%
食育フェスタの実施回数	R1年度 1回	1回
特定健康診査受診率	R1年度 47.2%	60.0%
特定保健指導実施率	R1年度 37.3%	60.0%
ゲートキーパー育成数(累計)	R1年度 246人	350人
かかりつけ医がいる町民の割合	R1年度 74.5%※1	80.0%

※1 令和2年まちづくりアンケート調査結果

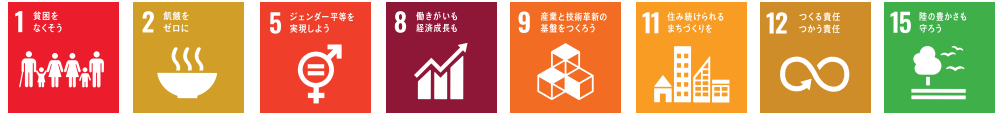
主要事業等

- ラジオ体操講習会
- 健康増進計画及び食育計画の改定
- フィットネス応援講座
- 健康マイレージ事業
- 「ウォーカブル推進都市」関連施策
- 特定健康診査
- 特定保健指導
- こころの相談事業
- ゲートキーパーの養成
- 「上三川町新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定
- 歯周病検診
- かかりつけ医の必要性の周知
- 救急医療体制の維持

基本目標 3

“産業・しごと・活力”のまちづくり

[関連する
SDGsの目標]



施策項目 1 農業の振興

現状と課題

【生産基盤】

河川流域の平坦で肥沃な土地を活かし、ほ場や農道、農業用排水路など農業生産基盤の整備が着実に進められ、積極的な農業が展開されてきましたが、近年においては、農畜産物価格の低迷や高齢化の進行に伴う担い手不足、耕作放棄地や不作付け地の増加などが深刻化しており、今後は、担い手確保や農地の大区画化に向けた再整備など、農業生産環境の維持・充実が大きな課題となっています。

【産地・販路】

首都圏に位置する地理的優位性を背景に、米・麦などの土地利用型作物や町の伝統的な特産物である干びょう、施設園芸によるイチゴ・トマト・ニラなどの生産が盛んに行われてきましたが、国内外の産地間競争が厳しさを増す中、稼げる農業の実践に向け、消費者のニーズを捉えた高品質で安心・安全な農畜産物の提供や、生産力向上や省力化を図るICTやロボット技術などの先端技術の導入、ブランド化・6次産業化など商品の付加価値を更に高める戦略的な取組みなどが課題となっています。

【農村環境、都市と農村の交流】

近年では、農業が有する国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成などの多面的な機能が着目され、その維持・発揮を図るため、自然環境としての農地の保全、多彩な交流の場としての活用などが期待されるとともに、時代の要請に即した農業の展開に向け、環境負荷の低減に配慮した生産方法の導入や、農産物直売施設の機能の拡充、食育を通じた地産地消の取組みなどが求められています。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
1. 農業の振興	1 生産基盤の強化	(1) 担い手の確保 (2) 農業用施設の適正な維持管理
	2 産地の形成と新たな販路の開拓	(1) 土地利用型作物の振興 (2) 園芸作物の振興 (3) 伝統作物の振興 (4) 畜産の振興 (5) ブランド化・6次産業化の促進
	3 持続的農業の展開と農村環境の保全	(1) 環境保全型農業の促進
	4 農村の多面的機能の活用	(1) 農地の社会的活用 (2) 地産地消の促進

単位施策・取組み内容

1. 生産基盤の強化

(1) 担い手の確保

効率的かつ安定的な農業経営の構築に向けて、経営改善を図る取組みや支援を通じ、認定農業者など意欲と能力のある担い手の育成や、集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、次代を担う新規就農者の確保・育成に努めます。

(2) 農業用施設の適正な維持管理

農業生産を支える水路、堰等の土地改良施設の機能維持を図るため、関係機関・農業団体等との連携を図りながら、計画的な改修整備を推進するとともに、施設の維持・管理に関する地域内での共同活動の促進に努めます。

また、農業機械の大型化やスマート農業にも対応できる生産基盤の整備に努めます。

2. 産地の形成と新たな販路の開拓

(1) 土地利用型作物の振興

地域の特性を活かした効率的な土地利用型農業の展開を図るため、農地の集積や集約化を進め、農業経営規模の拡大や集落営農の組織化を推進するとともに、農業団体との連携により消費者・実需者ニーズに対応した作付けを推進します。

(2) 園芸作物の振興

稼げる農業に向けた、園芸作物の持続的な振興を図るため、農業経営規模の拡大や新規就農者の参入を支援するとともに、消費者ニーズを捉えた町の振興作物の作付けやAI・ICT等の先端技術の導入を推進するなど、関係機関や農業団体との連携により、都市近郊に位置する立地条件を活かした、国内外の産地間競争に耐えうる園芸産地づくりに努めます。

(3) 伝統作物の振興

町の伝統的な特産物である干びょうの生産維持・振興を図るため、生産者への支援に努めます。
また、関係機関や農業団体との連携によるPR・情報発信を通じた消費の拡大に努めます。

(4) 畜産の振興

環境に配慮した畜産を促進するため、耕畜連携による資源循環型農業の展開や環境対策の強化に努めます。

また、畜産経営の安定化に向け、家畜伝染病の発生予防・まん延防止の取組みを支援するとともに、消費者ニーズに即した安全で高品質な畜産物を供給できる生産体制の確立を推進します。

(5) ブランド化・6次産業化の促進

付加価値を有する農畜産物のブランド化を推進するため、安心・安全な生産体制の整備や産地の確立に努めるとともに、直売施設の機能拡充など、関係機関や農業団体と連携したPR・情報発信体制の強化を図ります。

また、地元農産物を活用した新たな加工品の開発と、地産地消を含む新たな販売戦略による販路開拓を図り、産業としての持続性の確保に努め、生産者の所得向上につながる6次産業化を推進します。

3. 持続的農業の展開と農村環境の保全

(1) 環境保全型農業の促進

環境と調和した持続的農業の発展を図るため、有機栽培など自然環境の保全に資する農業の生産方式の導入や、農業関連廃棄物のリサイクル・適正処理の取組みなど、環境や食の安心・安全に配慮した農業生産活動の普及・啓発について、関係機関と連携しながら推進します。

4. 農村の多面的機能の活用

(1) 農地の社会的活用

水田の持つ雨水貯留機能を活用した水害の軽減対策（田んぼダム）を強化します。

また、市民農園の利用促進や、地域資源を活かした農業・農村体験の取組みを推進するとともに、町外からの移住就農の受け入れのため、空き家の活用施策などとの連携に努めます。

(2) 地産地消の促進

地産地消の促進を図るため、拠点となる農産物直売施設の充実・強化をはじめ、PR活動の強化やイベントの開催、関係機関との連携による学校給食への安心安全な町内産農産物の活用促進などに努めます。

また、子どもたちに農業体験学習の機会を提供するなど、食育を通じた食と農に対する理解の深化を促します。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
認定農業者数	R1年度 192経営体	190経営体
新規就農者数	R1年度 5人	5人
土地利用型作物の作付面積 (二条大麦・新規需要米等)	R1年度 572ha	600ha
宇都宮農業協同組合上三川野菜集荷場 による青果物販売数量	R1年度 4,602 t	4,700 t
上三川町内家畜飼養頭数(牛)	R1年度 1,420頭	1,500頭
上三川町内家畜飼養頭数(豚)	R1年度 5,305頭	5,400頭
「いきいきプラザ農産物直売所」の売上額	R1年度 17,751千円	21,500千円
有機栽培米の作付面積	R1年度 20.8ha	25.0ha
学校給食における購入野菜等の 町内産比率(重量ベース)	R1年度 38.6%	40.0%

主要事業等

- 農業公社支援事業
- 農地集積推進事業
- 農村青少年育成支援事業
- 干びよう推進対策事業
- 農業・農村男女共同参画推進事業
- 園芸産地振興対策事業
- 農業次世代人材投資事業
- 畜産防疫事業
- 国営造成施設管理体制整備促進事業
- 直売施設の機能拡充
- 県単農業農村整備事業
- 環境保全型農業直接支払交付金事業
- 町単土地改良事業
- 農地利用と空き家の活用施策との連携
- 農業基盤整備促進事業
- 子どもたちのアグリ体験学習事業



農作業の様子

施策項目 2 商業の振興

現状と課題

【商店街再生、商業施設、雇用・就業環境】

小売業を主体とする中心市街地などの既存商店街において、古くからの町内の購買ニーズに添えてきましたが、車社会の一層の進展や消費者ニーズの多様化を背景に、郊外型大型店への購買力の流出が進み、後継者不足や空き店舗の問題が顕在化するなど、既存商店街を取り巻く環境は更に厳しさを増しています。

今後は、商業環境の維持・充実に向け、昨今の社会経済情勢の変化を見極め、商工会などとの連携を図りながら、事業者に対する経営体質強化のための支援、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方への対応、まちなかの地域資源を活かした既存商店街の再生のための取り組みなどについて検討を進めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
2. 商業の振興	1 魅力ある商店街の形成	(1) 商業経営の近代化 (2) 商店街再生に向けた検討
	2 立地条件を活かした商業施策の推進	(1) 商業施設の適正な誘導

単位施策・取組み内容

1. 魅力ある商店街の形成

(1) 商業経営の近代化

顧客ニーズの多様化に対応した経営改善や経営体質の強化を図るため、町商工会や関係機関等と連携し、各種制度資金や補助金などの利活用を促すとともに、社会経済情勢の変化に即したテレワーク導入やサテライトオフィス開設に向けた取組みを進めるなど、事業者に対する指導・支援体制の強化に努めます。

(2) 商店街再生に向けた検討

顧客のニーズを踏まえ、魅力的で利便性の高い商店街を目指し、町民や事業者との協働のもと、「ウォーカブル推進都市」関連施策や国登録有形文化財生沼家住宅・故吉澤章氏の創作折り紙などの貴重な地域資源を活かし、まちなかを楽しんで歩ける賑わいの環境づくりや景観整備について検討を行います。

また、後継者の育成、新規創業者の発掘に向けた取組みや、多様な人材が活躍する就業の場として空き店舗などの利活用方策の推進などに努めます。

2. 立地条件を活かした商業施策の推進

(1) 商業施設の適正な誘導

地域経済の発展と雇用機会の確保に向け、北関東自動車道や新4号国道などの広域交通の立地優位性を活かした商業施設の適正な誘導に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
町制度融資利用件数	R1年度 13件	20件
町内事業所数	H28年度 259事業所※1	280事業所
町内従業者数	H28年度 2,690人※1	3,000人
町内年間販売額	H28年度 95,620百万円※1	100,000百万円
町内の商店(大型店以外)で買物をしている町民の割合	R1年度 40.7%※2	45.0%

※1 平成28年経済センサス・活動調査(産業大分類:卸売業、小売業)

※2 令和2年まちづくりアンケート調査結果

主要事業等

- 町商工会運営費補助事業
- プレミアム商品券補助事業
- 信用保証料補助事業
- 「ウォークابل推進都市」関連施策
- 商業施設の適正な誘導



プレミアム商品券の販売の様子

施策項目 3 工業の振興

現状と課題

【産業立地】

本町の工業は、昭和40年代以降の大手自動車工場の立地や、工業団地への企業誘致の取組みにより大きく発展し、近年においては、北関東自動車道や新4号国道の広域交通基盤を有する本町の立地特性を活かした、上三川インター南産業団地の整備や企業誘致の取組みが進められるなど、就業の場としての魅力の向上や機能の充実が図られています。

今後は、工業環境の更なる活性化に向け、昨今の社会経済情勢の変化を見極めながら、広域交通のポテンシャルを活かした、新たな企業誘致や産業用地の整備に向けた取組みを検討していく必要があります。

【中小企業】

中小企業などを取り巻く環境については、景気低迷の長期化や国際間競争の激化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響などにより厳しさを増しつつあり、今後は、こうした困難な状況を乗り越えられるよう、事業継続に向けた既存企業の体質強化や経営の安定化、技術力の向上を図る取組みや、後継者の育成、新たな起業化などを促す効果的な支援などに努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
3. 工業の振興	1 多様な産業立地の促進	(1) 企業の誘致 (2) 新たな産業団地の整備
	2 中小企業の育成	(1) 中小企業の経営体質強化 (2) 起業等の支援 (3) 勤労者福祉の充実

単位施策・取組み内容

1. 多様な産業立地の促進

(1) 企業の誘致

地域経済の発展と雇用機会の確保に向け、環境に負荷をかけない付加価値の高い優良企業を中心に、上三川インター南産業団地などへの新たな進出を促進します。

(2) 新たな産業団地の整備

本町の活力強化を図る、就業の場としての安定した雇用の創出に向け、北関東自動車道や新4号国道といった交通基盤などによる立地優位性を活かし、社会経済情勢の変化や企業の立地動向などを踏まえた、新たな産業団地などの産業基盤整備に向けた調査・研究を進めます。

2. 中小企業の育成

(1) 中小企業の経営体質強化

地元の貴重な雇用の場となる中小企業の経営体質強化や事業の継続に向け、社会経済情勢の変化を見据えつつ、商工会や関係機関等との連携により、新型コロナ禍における対策を含めた経営改善のための各種制度資金の活用、BCP（事業継続計画）や後継者育成に関する研修の実施、多様な人材確保に資するマッチングなど、事業者に対する指導・支援体制の強化に努めます。

(2) 起業等の支援

新たな産業の創出や新規創業者の発掘に向け、産学官の連携による研修機会の提供などに努め、技術開発や製品開発を促進します。

また、町内で新たに創業したい人に対し、地元金融機関による融資の円滑化、商工会のワンストップ窓口による支援や創業後の継続的なサポート体制の強化に努めます。

(3) 勤労者福祉の充実

企業の福利厚生の充実に向け、労働条件の改善や働きやすい環境づくりについて、事業主に対する意識啓発を促すとともに、「上三川町中小企業労務福祉協議会」における研修会の実施など適正な活動の支援に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
町内事業所数(従業員4人以上の事業所)	R1年度 57事業所※1	70事業所
町内従業員数	R1年度 7,647人※1	8,500人
町内製造品出荷額等	R1年度 404,003百万円※1	440,000百万円
町制度融資利用件数	R1年度 13件	20件
経営体質の強化に向けた研修会の開催回数(累計)	R1年度 0回	5回
創業セミナーの開催回数(累計)	R1年度 1回	5回

※1 2019年工業統計調査より

主要事業等

- 企業誘致事業
- 新たな産業団地等の産業基盤整備に向けた調査・研究
- 中小企業事業資金融資制度事業
- BCP（事業継続計画）に関する研修会
- 後継者育成に関する研修会
- 創業セミナー
- 中小企業労務福祉協議会補助事業

施策項目 4 消費者対策の充実

現状と課題

【消費者】

近年、消費者を取り巻く環境はますます複雑化・多様化し、高齢者に対する振り込め詐欺やインターネットによる悪質商法など、消費に関する様々なトラブルが大きな社会問題となっています。

本町においては、消費生活センターを設置し消費者団体などとの連携を図りながら、広報活動を通じた意識啓発や相談体制の強化などを進めてきましたが、引き続き、消費者自身の判断力の向上や自立を促すための取組みに努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

4. 消費者対策の充実

1 自立する消費者の育成

- (1) 消費者教育・啓発の推進
- (2) 相談事業の充実

単位施策・取組み内容

1. 自立する消費者の育成

(1) 消費者教育・啓発の推進

消費に関する様々なトラブルの未然防止に向け、消費生活センターを中心に消費者団体などとの連携を図りながら、リーフレットなどを活用した消費者教育の実施や消費情報の提供に努め、消費者に対する意識啓発を進めます。

(2) 相談事業の充実

消費に関する被害の未然防止や被害発生後の適切な対応を図るため、消費生活センターを中心に、消費者保護関係機関や警察などとの連携を強化し、相談事業の充実を図ります。

また、消費生活相談員の知識向上を図るため、各種研修などの充実にも努め、積極的な参加を促します。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
消費生活センター出前講座参加者数	R1年度 281人	350人
消費者団体登録者数	R1年度 27人	30人

主要事業等

- 消費生活センター出前講座

基本目標 4

“交通・交流・連携”のまちづくり

[関連するSDGsの目標]



施策項目 1 道路・交通網の整備

現状と課題

【広域幹線道路網】

北関東各県の中核都市を繋ぐ北関東自動車道や、首都圏と東北圏を結ぶ新4号国道が整備され、広域的な交通の要衝として機能しており、今後も、本町の活力を高める両路線を軸としながら、近隣市町との連携を強化する県道の整備促進の必要があります。

【町内道路網】

新4号国道や国道352号のほか、主要な県道・町道により360度アクセスが可能な骨格道路網が整備されていますが、各道路の特性や地元ニーズに応じた機能強化を図ることで、円滑な移動を支える一層便利な交通網の形成が期待されています。

【道路環境】

道路愛護活動などによる道路の清掃活動など、良好な道路空間を確保するための取り組みが進められてきましたが、今後も、道路の持つ様々な機能に配慮した沿道環境の向上や、各道路の実状に応じた適正な維持・管理に努めていく必要があります。

【公共交通】

高齢化社会の進展を見据え、自家用車での移動が困難な方たちの足として、路線バスやデマンド交通（かみたん号）の運行をはじめ、下野市・壬生町との広域連携「ゆうがおバス」の実証運行などに取り組んできましたが、今後も、身近な公共交通手段の利用しやすい環境づくりが必要です。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

1. 道路・交通網の整備

1 広域幹線道路網の整備

(1) 国・県道の整備促進

2 町内道路網の整備

(1) 骨格的道路の整備
(2) 生活道路の整備

3 快適かつ安全な道路環境の整備

(1) 美しくうるおいのある道路空間づくり
(2) 道路・橋梁の維持管理

4 公共交通の充実

(1) 路線バスの維持・確保
(2) デマンド交通の充実

1. 広域幹線道路網の整備

(1) 国・県道の整備促進

新4号国道の更なる機能の向上を図るため、関係市町及び関係機関等と連携し、国に対し事業促進を働きかけていきます。

また、県道の早期整備に向け、県に対して事業促進を働きかけるとともに、地元調整にも協力していきます。

2. 町内道路網の整備

(1) 骨格的道路の整備

「上三川町第7次総合計画」や「上三川町都市計画マスタープラン」に位置づけられる計画路線については、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、計画的な整備を推進します。

(2) 生活道路の整備

自治会からの要望や地域の実情を考慮し、事業評価などによる優先順位に基づき、計画的な整備を実施していきます。

3. 快適かつ安全な道路環境の整備

(1) 美しくうるおいのある道路空間づくり

町民との協働による、良好な道路空間の適切な維持管理に向け、地元自治会などと連携した道路愛護活動の促進を図るため、ホームページや広報などを活用した周知に努めます。

(2) 道路・橋梁の維持管理

橋長15m以上の道路橋について、「上三川町公共施設等総合管理計画」に基づく修繕を適切に実施するとともに、橋長2m以上の橋梁についても、栃木県道路メンテナンス会議の方針に基づく点検・診断・措置を実施します。

4. 公共交通の充実

(1) 路線バスの維持・確保

町民の日常生活に必要不可欠な交通手段として、路線バスの維持・確保を図るとともに、上三川町と東武おもちゃのまち駅及び基幹医療施設を繋ぐ公共交通網である、広域連携バスの本格運行に向けた取組みを進めます。

(2) デマンド交通の充実

より多くの人々が自動車に依存せずに移動できる環境づくりに向け、デマンド交通の利便性の向上を図ります。

デマンド交通の収益の改善や持続的な運行を目指し、予約方法など運行に関する改善工夫に努めるとともに、PRの強化により、新規登録者の確保や利用者の増加を促進します。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
町道改良率	R1年度 72.3%	73.3%
道路愛護活動団体数	R2年度 56団体	61団体
一日一台当たりのデマンド交通利用者数	R1年度 20.9人	27.5人

主要事業等

- 石橋駅東通り整備事業
- 道路整備事業
- 道路維持事業
- 橋梁維持管理事業
- デマンド交通の機能拡充



デマンド交通かみたん号

施策項目 2 国際化、地域間交流の推進

現状と課題

【国際化】

小・中学校へのALT（外国語指導助手）の配置や中学生の海外派遣事業の実施により、外国文化に対する理解を深め、外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めてきました。

今後も、国際的イベントである東京オリンピックの開催などによる更なる国際化の進展を見据え、国際感覚あふれる人材の育成に積極的に取り組んでいく必要があります。

【地域間交流】

茨城県大洗町と友好都市協定を締結し、主に文化面での交流を図るとともに、県内他自治体との様々な分野での連携を進めてきました。

今後も、他自治体等との交流・連携をはじめ、町内外の枠を超えた様々な交流活動が、本町の活性化につながる大きな契機になると考えられることから、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
2. 国際化、地域間交流の推進	1 国際化への対応	(1) 国際感覚あふれる人材の育成
	2 地域間交流の推進	(1) 地域間交流活動の推進 (2) 広域交流・地域振興施設の調査研究

単位施策・取組み内容

1. 国際化への対応

(1) 国際感覚あふれる人材の育成

国際感覚あふれるグローバルな人材育成に向け、異文化に触れ、外国文化への興味・理解を促進する、中学生の海外派遣事業の適切な実施・継続に努めます。

2. 地域間交流の推進

(1) 地域間交流活動の推進

友好都市協定を締結している茨城県大洗町をはじめ、他自治体との地域間において、教育・文化・スポーツ・災害対策など様々な面での活動、施設利用及び情報の交換による交流・連携を推進します。

(2) 広域交流・地域振興施設の調査研究

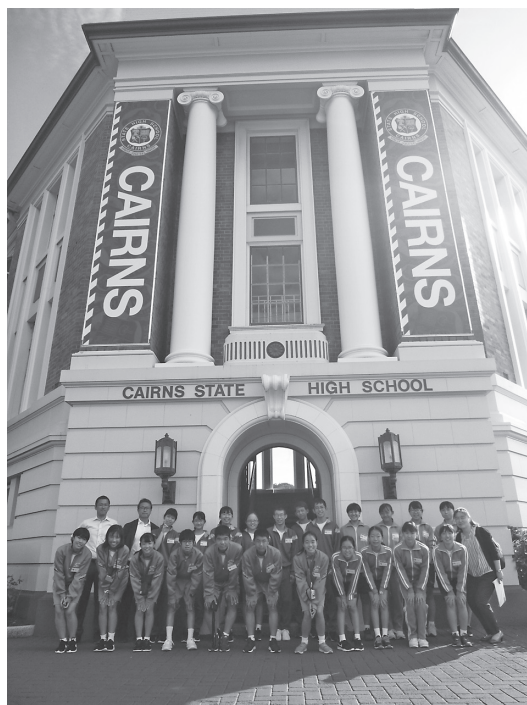
北関東自動車道や新4号国道などによる活発な交流機能を、本町の活性化に寄与する貴重な資源と捉え、積極的な活用が図られるよう、地域づくりや産業振興の拠点として機能する、広域交流・地域振興施設の整備に向けた調査・研究を進めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
中学生の海外派遣事業参加者数	R1年度 22人	22人

主要事業等

- 中学生の海外派遣事業
- 大洗町との交流事業
- 広域交流・地域振興施設の整備に向けた調査・研究



中学生の海外派遣事業の様子

施策項目 3 観光・レクリエーションの振興

現状と課題

【イベント】

町内外の多くの人たちが集まる「サンフラワー祭り」「夕顔サマーフェスティバル」「かみのかわ町おこし夏祭り」などが実施されてきました。

今後のさらなる賑わいの創出に向け、町のマスコットキャラクター「かみたん」やSNSなどを活かしつつ、関係機関等との協働によるイベント・祭りの充実やPR活動の強化に努めていく必要があります。

【地域資源】

本町の観光・レクリエーション資源は、これまで、大手自動車工場の見学や河川周辺のアウトドアなど単独で小規模なものに限られ、年間を通して多くの観光客を呼び込むことが難しい状況にありました。

今後のさらなる交流人口の増加に向けては、新たな地域資源として期待される国登録有形文化財生沼家住宅・折り紙のまちづくりなどを活かした観光スポットづくりや、周辺市町との連携も含めた既存資源のネットワーク化及び魅力の強化に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
3. 観光・レクリエーションの振興	1 イベントの充実とPR	(1) イベントの充実 (2) PR活動の強化
	2 地域資源の活用	(1) 観光スポットの充実 (2) 地域資源のネットワーク化

単位施策・取組み内容

1. イベントの充実とPR

(1) イベントの充実

本町の賑わいの創出に向け、社会環境の変化を見据えつつ、町内外問わず多くの人々が集うイベントの開催を支援するとともに、観光・交流イベントの企画・開催を促進します。

(2) PR活動の強化

本町の知名度向上を図るため、観光協会と連携し、地域と継続的な関わりを持つ関係人口の創出や、町外からの将来的な移住の促進も視野に、観光リーフレットの制作やインターネット(各種SNS)などを通じた周知・啓発を行います。

町のマスコットキャラクター「かみたん」のイベント時での活用や、町内外の各種イベントなどへの積極的な参加を通じたPR活動の強化に努めます。

2. 地域資源の活用

(1) 観光スポットの充実

自然環境・景観、農業資源、文化財をはじめ、まちなかの国登録有形文化財生沼家住宅、折り紙のまちづくりなどの利活用方策や、「ウォーカブル推進都市」関連施策など、本町の有する地域資源を活かした観光スポットづくりを推進します。

(2) 地域資源のネットワーク化

町内を訪れる人たちに少しでも長く滞在してもらえるよう、自然環境・景観、農業資源及び文化財など、それぞれの地域資源の特性を活かし、回遊性を高める魅力ある多様なルートの設定を促進するとともに、周辺市町と連携したイベント開催や広域的な周遊観光ネットワークの充実を進めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
観光入込客数	R1年度 83,000人	105,000人
サンフラワー祭り来場者数	R1年度 22,000人	25,000人
夕顔サマーフェスティバル来場者数	R1年度 21,000人	25,000人
かみのかわ町おこし夏祭り来場者数	R1年度 18,000人	20,000人
ふれあい朝市来場者数	R1年度 2,300人	2,500人
「かみたん」のイベント出演数	R1年度 22回	25回

主要事業等

- 町観光振興事業補助事業
- サンフラワー祭り事業
- 夕顔サマーフェスティバル補助事業
- かみのかわ町おこし夏祭り補助事業
- ふれあい朝市補助事業
- 「ウォーカブル推進都市」関連施策

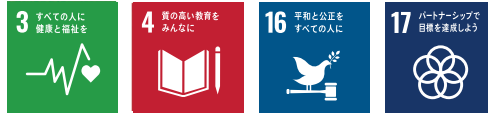


いきいきナイトの様子

基本目標 5

“人・文化・スポーツ”のまちづくり

[関連するSDGsの目標]



施策項目 1 生涯学習の充実

現状と課題

【生涯学習】

生涯学習のねらいである人づくりを基本とした地域づくりを念頭に、ライフステージに応じた各種の講座・教室等の開催による学習機会の提供に努めてきました。

今後も、ますます多様化・高度化する町民の学習ニーズを踏まえながら、生涯学習推進体制の整備や関連施設の整備・充実など、総合的な学習環境づくりに努めていく必要があります。

【中央公民館、地域リーダー】

町民の学習ニーズに応えるよう、中央公民館を拠点とする様々な学習機会の提供や学習支援体制の強化に努めてきましたが、今後も、個々人が生きがいを持ちながら生活を送るための学習環境づくりや、協働による地域づくりを牽引する人材育成に努めていく必要があります。

【ほんの里かみのかわ】

上三川町の文化面での魅力を高める「ほんの里かみのかわ」づくりに向け、町立図書館の資料充実や小・中学校図書館との連携強化など、読書のしやすい環境づくりを進めてきましたが、今後も、町民の読書活動を促進する積極的なサービスの強化に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
1. 生涯学習の充実	1 生涯学習の積極的推進	(1) 生涯学習意識の高揚 (2) 生涯学習拠点施設の整備検討
	2 中央公民館事業執行体制の充実と学習機会の拡大	(1) 中央公民館事業執行体制の充実 (2) 学習機会の拡大
	3 地域リーダーの育成と活動の支援	(1) 地域リーダー養成研修の実施と活動支援
	4 「ほんの里かみのかわ」づくり	(1) 読書環境の整備 (2) 各種自主事業の充実

単位施策・取組み内容

1. 生涯学習の積極的推進

(1) 生涯学習意識の高揚

多くの町民が新たな知識や情報を学習・習得し、自らの能力を高めようとする機会や、活動・交流の場、学習成果の発表の場の提供に努めるとともに、自主的な学習活動を支援するボランティアの育成や組織の強化に努めます。

(2) 生涯学習拠点施設の整備検討

生涯学習推進の中核的施設となる生涯学習施設について、近年の財政状況や中央公民館の施設状況などを考慮しながら、適切な整備時期や町民ニーズを踏まえた施設内容などについて、検討を進めます。

2. 中央公民館事業執行体制の充実と学習機会の拡大

(1) 中央公民館事業執行体制の充実

生涯学習社会の実現を見据え、町民ニーズに対応した多種多様な学習機会の提供を図るため、社会教育指導員の確保や自己研鑽の場づくりを進め、事業執行体制の維持・充実に努めます。

(2) 学習機会の拡大

町民ニーズに対応した学級講座の開設を基本に、社会環境の変化に応じた手法を用いながら、女性層をはじめ、男性層や若年層の参加に配慮した、個人の楽しみや生きがいともなる学習機会の提供に努めます。

3. 地域リーダーの育成と活動の支援

(1) 地域リーダー養成研修の実施と活動支援

地域づくりの核となるリーダーを育成するため、養成講座や県主催研修会への参加を促すとともに、地域活動の活性化に向け、地域団体や各種グループの主体的な取組みの支援に努めます。

4. 「ほんの里かみのかわ」づくり

(1) 読書環境の整備

「ほんの里かみのかわづくり」の推進のため、図書ネットワークを活用し、町立図書館と町内他施設との連携を強化しながら、児童・生徒や町民が読書を楽しむきっかけづくりや、町立図書館のより多くの利用を促すレファレンスサービスの向上などに努めます。

(2) 各種自主事業の充実

町民の図書館・情報提供センターとしての機能強化や、図書館設置の目的の効果的な達成が図られるよう、図書館に興味のなかった方たちが足を運ぶきっかけともなる、各種自主事業の見直し・充実や参加の促進に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
公民館主催講座の受講及びイベントで来館した町民等の延べ人数	R1年度 7,469人	9,000人
PTA指導者養成講座等派遣者数	R1年度 19人	25人
町内学校図書館における一人当たりの利用冊数	R1年度 33冊	36冊
図書館貸出資料数	R1年度 142,567冊	149,000冊
レファレンス受付件数	R1年度 1,687件	2,000件
図書館来館者数	R1年度 69,576人	73,000人

主要事業等

- 生涯学習講座の開催
- 図書館ボランティア養成講座
- 生涯学習施設に関する調査研究
- 社会教育指導員となる人材の確保
- PTA指導者養成講座等派遣事業
- 地域リーダー養成講座
- 小・中学校図書館司書配置事業
- 図書館蔵書の整備



図書館ボランティア活動の様子

施策項目 2 青少年の健全育成

現状と課題

【青少年健全育成】

全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化する中、青少年育成町民会議を設置し、社会を明るくする運動の展開をはじめ、青少年の育成を進めていくうえでの健全な社会環境づくりを進めてきました。

今後も、関係機関・団体との連携を更に強化しながら、青少年の健全育成に対する問題意識の啓発や家庭・地域の教育力の向上など、各種健全育成活動を推進していく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
2. 青少年の健全育成	1 青少年の健全育成活動推進体制の充実	(1) 青少年健全育成への意識の高揚
	2 青少年健全育成活動の推進	(1) 健全な社会環境づくり (2) 家庭・地域の教育力の向上

単位施策・取組み内容

1. 青少年の健全育成活動推進体制の充実

(1) 青少年健全育成への意識の高揚

家庭や学校、事業者、地域社会、青少年関係団体等が地域全体で連携し、それぞれの機能を十分に発揮しながら、青少年の豊かな人間性を育むことのできる環境づくりの促進に努めます。

また、青少年育成町民会議の取組みや、様々なイベントを活かした広報活動などを通じ、より多くの町民の意識高揚を図ります。

2. 青少年健全育成活動の推進

(1) 健全な社会環境づくり

健全な社会環境の形成に向け、県と歩調を合わせながら、県条例に基づく有害環境などの浄化を図る立入調査の継続的な実施に努めます。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

幼稚園・保育園・小学校等の保護者を対象とした親学習出前講座の実施、学校支援コーディネーターに対する支援、放課後子ども教室の運営者に対する研修参加の促進などに努め、青少年の健全育成に資する良好な家庭・地域の教育環境づくりを進めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
親学習出前講座の開催回数	R1年度 6回	7回

主要事業等

- 青少年の健全育成に関する各種啓発事業
- 立入調査の実施
- 親学習出前講座



親学習出前講座の様子

施策項目 3 芸術・文化の振興

現状と課題

【芸術・文化活動】

生活の質的な価値を重視する傾向が強まり、芸術・文化に対する関心が高まる中、文化協会及び加入団体が主体となり、文化祭をはじめとする様々な芸術・文化活動が展開されてきました。

今後も、各種芸術・文化団体それぞれの主体的な活動を更に促進するとともに、芸術・文化の鑑賞機会の確保や発表機会・内容の充実、児童・生徒たちが文化に触れる機会の確保などに向けた支援に努めていく必要があります。

【文化財】

本町には、国1件、県3件、町48件の指定文化財と2件の国登録文化財があり、今後も、歴史を後世に伝える貴重な資源として、文化財管理者との協力による適切な保存に努めていく必要があります。

また、国指定史跡の上神主・茂原官衙遺跡については、宇都宮市との連携により、恒久的な保存と史跡の整備・活用のあり方などについて検討を進めてきましたが、引き続き、関係機関等との連携を図りながら、本町の歴史・文化を内外に発信し、より多くの人々が歴史や文化に触れられる環境づくりに努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

3. 芸術・文化の振興

1 芸術・文化活動の活発化

- (1) 芸術・文化団体の育成
- (2) 芸術・文化の鑑賞・発表機会の充実
- (3) 故吉澤章氏の創作折り紙の普及・啓発

2 文化財の保存・活用

- (1) 文化財の保存・活用

単位施策・取組み内容

1. 芸術・文化活動の活発化

(1) 芸術・文化団体の育成

地域の文化振興の主要な担い手である、町民による自主的な活動を促進するため、文化協会及び加入団体への必要な支援に努めます。

また、学校教育や社会教育を通じ、伝統芸能・文化を次代に継承・発展させる体験・学習の場の確保に努めます。

(2) 芸術・文化の鑑賞・発表機会の充実

中央公民館をはじめとした自主事業など、日頃の芸術・文化活動の発表の場となる文化祭の継続的な実施を図り、町民が気軽に多様な芸術・文化に触れる機会の充実に努めます。

また、より多くの人を楽しめる魅力的な文化祭とするため、参加体験型の要素を取り入れるなどプログラムの見直しに努めます。

(3) 故吉澤章氏の創作折り紙の普及・啓発

故吉澤章氏の創作折り紙の理解を深めるために、世界で高く評価されている氏の功績を広く町民に周知します。

また、寄贈された作品の展示を行うとともに、折り紙教室などの開催を通じて、町民が折り紙に触れ合う環境づくりに努めます。

2. 文化財の保存・活用

(1) 文化財の保存・活用

貴重な文化財の恒久的な保存に向け、文化財の重要性に関する普及・啓発に努め、町民の愛護意識の高揚を図るほか、文化財管理者に対する適切な支援や、学校教育における活用の促進に努めます。

また、上神主・茂原官衙遺跡や有形文化財の活用について最適な手法の検討を進めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
児童・生徒文化体験子ども教室の開催回数	R1年度 10回	12回
文化協会出前事業の開催回数	R1年度 10回	12回
文化祭来場者数	H30年度 3,479人	3,600人
文化財の保護に関する啓発イベント件数	R1年度 6件	8件

主要事業等

- 文化協会運営補助
- 移動音楽教室・伝統芸能教室開催事業
- 文化体験子ども教室の開催
- 文化祭運営事業
- 町指定文化財保護事業
- 上神主・茂原官衙遺跡保存整備事業
- 国登録有形文化財生沼家住宅の保存と活用
- 創作折り紙活用振興事業

施策項目 4 スポーツの振興

現状と課題

【スポーツ活動】

健康・体力の維持・増進や、コミュニティの親睦・交流を深めるうえで重要な役割を担うスポーツについて、町民一人1スポーツを合言葉に、体育協会及びスポーツ少年団が主体となり、各種大会の開催やスポーツ教室の実施などが図られてきました。

また、だれもが気楽に多様なスポーツに親しむことができる「かみスポクラブ」が町民主導により設立され活発な活動が展開されているほか、毎年、町内外から多くの人々が参加する「NISSANしらさぎマラソン大会 in 上三川」及び「NISSANしらさぎ駅伝競走大会 in 上三川」が開催されています。

今後も、スポーツ・レクリエーションに関する各種大会の開催や各種スポーツ団体における活動の活性化など、より多くの町民の交流を支え、健康づくりの基盤となるスポーツの環境づくりに努めていく必要があります。

【スポーツ施設】

総合的なスポーツ施設を備える富士山公園をはじめ、桃畑緑地公園、蓼沼緑地公園、ゆうき公園、石田公園などが整備され、町民のスポーツ活動のため活発に利用されてきました。

今後も、各施設が快適に利用できる環境づくりに努めていく必要があります。

【国体の開催】

令和4年(2022年)に開催される「いちご一会とちぎ国体」において、本町はフェンシング競技の会場地となっており、これまで試合会場となる体育センターの改修などの準備を進めてきました。

今後は、円滑な大会運営に向けた体制の整備やフェンシング競技の普及に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

4. スポーツの振興

1 スポーツ活動の普及

- (1) スポーツ団体の育成
- (2) 各種スポーツ大会・レクリエーションの充実

2 スポーツ施設の充実

- (1) スポーツ施設の整備充実と有効活用

3 国体の開催

- (1) いちご一会とちぎ国体の開催

単位施策・取組み内容

1. スポーツ活動の普及

(1) スポーツ団体の育成

町民主体の各種スポーツ活動の活発化に向け、体育協会における各専門部の連携を強化し、指導者などの発掘、スキルアップのための研修機会を確保するなど、各種スポーツ団体への支援体制の充実に努めます。

また、総合型地域スポーツクラブ「かみスポクラブ」の活発な活動に向け、運営に関する各種サポートや、体育協会などの各種団体との連携支援に努めます。

(2) 各種スポーツ大会・レクリエーションの充実

スポーツ・レクリエーション活動の充実に向け、町民スポーツ・レクリエーション祭については、参加者の増加に繋がる内容の見直しを検討するほか、マラソン大会については、広域のスポーツイベントとしての継続的な実施・改善に努めます。

2. スポーツ施設の充実

(1) スポーツ施設の整備充実と有効活用

スポーツ環境の充実に向け、老朽化が目立つスポーツ施設について「上三川町公共施設等総合管理計画」に基づく計画的な改修を進めるとともに、指定管理者との連携・情報共有による施設などの定期的な点検・管理に努めます。

3. 国体の開催

(1) いちご一会とちぎ国体の開催

令和4年(2022年)の「いちご一会とちぎ国体」のフェンシング競技の開催に向け、会場準備やおもてなしの体制づくりを進めるとともに、大会開催による遺産(レガシー)が長期にわたり引き継がれるよう、フェンシング競技の普及・啓発に向けた取組みに努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
週1回以上の運動をしている町民の割合	R1年度 25.7%※1	30.0%
総合型地域スポーツクラブ「かみスポクラブ」会員数	R1年度 175人	250人
スポーツ・レクリエーション祭参加者数	H30年度 1,467人 (縮小開催)	4,000人
マラソン大会参加者数	R1年度 1,154人	1,500人
スポーツ推進委員人数	R1年度 13人	18人
スポーツ施設の利用者数	R1年度 96,260人	150,000人
フェンシング教室の参加者数	R1年度 229人	300人

※1 令和2年まちづくりアンケート調査結果

主要事業等

- 町民スポーツ・レクリエーション祭運営事業
- しらすぎマラソン大会運営事業
- しらすぎ駅伝競走大会運営事業
- スポーツ施設の改修
- フェンシング競技普及事業

基本目標 6

“自然・環境”のまちづくり

[関連するSDGsの目標]



施策項目 1 公園・緑地・水辺空間の整備

現状と課題

【公園・緑化】

緑地や水辺空間に親しむことができる町民の憩いや子どもたちの遊び場として、或いは景観・防災などの役割を担う重要な施設として、緑地公園、運動公園、農村公園、身近な公園等の計画的な整備や、施設老朽化に対応した安全点検を進めてきました。

また、地元住民のボランティアにより、誰もが快適に安心して公園が利用できるよう、除草や清掃活動などの取組みが行われてきました。

今後も、既成市街地における公園の不足や公園施設の老朽化への対応、地元住民と協力した継続的な維持・管理体制の確保、町民の癒しの空間ともなる緑環境の充実などが課題となります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

1. 公園・緑地・水辺空間の整備

1 都市公園の整備

(1) 市街地整備事業に伴う公園の整備

2 既存公園の整備充実

(1) 公園施設の改修
(2) 公園の維持管理



蓼沼緑地公園

単位施策・取組み内容

1. 都市公園の整備

(1) 市街地整備事業に伴う公園の整備

富士山地区及び願成寺地区など、市街地整備事業を実施する地区内の街区公園については、道路整備などの進捗状況を踏まえつつ、それぞれの公園整備基本構想などに基づいた整備を推進します。

また、その他の既存市街地の整備を進める際には、整備計画を検討する中で、街区公園の整備を位置づけます。

2. 既存公園の整備充実

(1) 公園施設の改修

公園施設の健全度調査をもとに、維持・管理を行ううえで必要な施設などの改修については、各種補助金などを活用しながら計画的に実施するとともに、富士山公園については、ニーズに応じた改修を検討します。

(2) 公園の維持管理

公園の適正管理を図るため、総合的な維持管理方式の調査・検討を進めるとともに、業務委託などによる適正な緑地の保全に努めます。

また、街区公園については、地域にとって愛着の持てる公園となるよう、地域主体による公園愛護活動の促進に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
町民一人当たりの公園面積	R1年度 13.4㎡	13.9㎡
上三川町公園愛護会の団体数	R1年度 14団体	16団体

主要事業等

- 街区公園の整備（富士山地区、願成寺地区等）
- 都市公園維持管理事業
- 公園施設健全度調査
- 地域主体による公園愛護活動
- 農村公園維持管理事業

施策項目 2 環境衛生の充実

現状と課題

【ごみ処理・し尿処理】

可燃ごみ、不燃物・びん・缶・ペットボトル等は、種別ごとに委託業者が収集し、広域で整備した「クリーンパーク茂原」及び「エコプラセンター下荒針」に搬入・処理し、焼却灰や再生できないものは、宇都宮市との連携により整備された新最終処分場「エコパーク下横倉」に搬入・処理しています。

今後は、ごみ排出量の削減や、後を絶たない不法投棄を防止するための対策強化が求められています。

し尿については、小山広域保健衛生組合による広域的な処理を行っており、今後もその継続に努めていく必要があります。

【墓地・斎場】

墓地については、町営墓地上三川霊園の第3期造成工事の実施により、芝生墓地及び合葬墓地の整備が完了していますが、今後想定される墓地需要の高まりを踏まえた対応に努めていく必要があります。

斎場については、芳賀広域斎場の継続的な利用や、施設の老朽化などへの対応に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

2. 環境衛生の充実

1 ごみ処理・し尿処理の充実

- (1) ごみの効率的な収集
- (2) ごみに関する意識の高揚と3R運動の促進
- (3) 不法投棄の防止
- (4) 広域的なし尿処理施設の活用

2 墓地・斎場の確保

- (1) 上三川霊園の整備
- (2) 斎場の継続利用

単位施策・取組み内容

1. ごみ処理・し尿処理の充実

(1) ごみの効率的な収集

宇都宮市との広域的連携のもと、市が設置するごみ処理施設を継続して利用するとともに、施設の維持や将来的な改修に向けた費用負担などに適切に対応します。

ごみステーションに出されたごみは、民間事業者への委託により効率的な収集を図ります。

(2) ごみに関する意識の高揚と3R運動の促進

町民のごみ減量に関する意識を高めるため、広報かみのかわや各種の周知手段を活用し、食品ロスの削減や資源ごみの回収、3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動の促進を図ります。

(3) 不法投棄の防止

不法投棄の未然防止に向け、各種施策の実施や注意喚起看板を掲示するとともに、不法投棄の事案発生の際には、関係機関との連携による適切な対応を図ります。

(4) 広域的なし尿処理施設の活用

小山広域保健衛生組合が設置するし尿処理施設を継続して利用します。

2. 墓地・斎場の確保

(1) 上三川霊園の整備

未使用区画が減少(合葬式墓地を除く)していることから、必要とする町民に墓地を提供できるよう、今後の墓地需要を踏まえた第4期造成工事を実施します。

(2) 斎場の継続利用

芳賀地区広域行政事務組合との広域的連携のもと、組合が設置する斎場を継続して利用するとともに、新斎場整備の費用負担などに適切に対応します。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
一人一日当たりの家庭ごみ排出量	R1年度 567g	550g
上三川霊園墓地区画数(合葬式墓地を除く)	R1年度 617区画	805区画

主要事業等

- クリーンパーク茂原運営事業
- 家庭ごみ収集運搬業務委託事業
- 小山広域保健衛生組合運営事業
- 上三川霊園整備事業
- 斎場運営事業

施策項目 3 環境・景観の保全と創造

現状と課題

【環境】

地球温暖化の深刻化や様々な環境問題の発生を背景に、環境に対する町民の意識は高まりつつあり、地球規模での環境保全の取り組みや、身近な地域での循環型社会の形成に向けた具体的な行動などが求められています。

本町においても、環境美化条例の制定や二酸化炭素の削減に向けた施策を進めてきましたが、今後も、周囲の自然や生活環境から環境問題を身近に感じ、行政と町民・事業者が一体となりながら、環境保全や環境美化に向けた取り組みを積極的に展開していくことが重要です。

【景観】

本町は、鬼怒川をはじめとする水辺空間やのどかな田園空間など、良好な景観資源を多数有しており、美しい景観に対する価値観が高まる中、こうした特色ある要素を守り活かした、行政と町民の協働による景観づくりが重要となっています。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

3. 環境・景観の保全と創造

1 環境にやさしいライフスタイルの定着

- (1) 環境保全意識の高揚
- (2) 環境保全活動の促進

2 環境問題への対応

- (1) 公害環境調査の実施
- (2) 地球温暖化防止対策の推進

3 美しい景観づくり

- (1) 景観形成の推進

単位施策・取り組み内容

1. 環境にやさしいライフスタイルの定着

(1) 環境保全意識の高揚

広報かみのかわや町ホームページを活用した啓発を継続的に行うとともに、関係団体が主催するイベントなどを積極的にPRし、環境保全意識の更なる高揚を図ります。

(2) 環境保全活動の促進

地元自治会等との連携によるごみゼロ運動や花いっぱい運動を展開し、環境にやさしい暮らしを定着させるとともに、県の地球温暖化対策月間などによる取り組みと連携し、地域の環境保全活動の促進を図ります。

2. 環境問題への対応

(1) 公害環境調査の実施

水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、臭気等の公害に対し、関係機関と連携して定期的に調査を実施します。

(2) 地球温暖化防止対策の推進

国の低炭素社会の実現に向けた取組みと歩調を合わせながら、「上三川町地球温暖化対策実行計画」に基づく効果的な施策の実施を図るほか、環境負荷の少ない新エネルギー導入に関する調査・研究を進めます。

3. 美しい景観づくり

(1) 景観形成の推進

上三川町らしい空間である「鬼怒川をはじめとする河川の親水空間」、「田園地帯におけるふるさとの空間」、「市街地における都市空間」の景観資源の掘り起こしや保全・活用を図ります。

また、「ウォーカブル推進都市」に係る計画立案に際しては、地域の特徴ある景観資源の保全・活用を検討します。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
ごみゼロ運動・花いっぱい運動参加団体数	R1年度 142団体	145団体

主要事業等

- 環境美化運動推進事業
- 景観づくりに関する適切な指導・誘導



地域住民による花いっぱい運動の様子

基本目標 7

“コミュニティ・地域力”のまちづくり

[関連するSDGsの目標]



施策項目 1 コミュニティ活動の推進

現状と課題

【コミュニティ活動】

行政のみで解決することが難しい高齢者の見守りや子育て、防犯・防災対策など、様々な地域課題に対する取組みが必要とされる中、コミュニティ活動の活性化による対応を重視し、各小学校区単位でのコミュニティ組織の育成や、自治会活動に対する協力・支援等を積極的に進めてきました。

今後も、コミュニティ活動の活性化を、本町の協働と参画のまちづくりの基本として位置づけ、コミュニティ推進協議会の拡充や、自主的な組織運営を担う人材の確保・育成など、当面の解決すべき課題を念頭に、地域主導によるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

【コミュニティ活動拠点】

コミュニティ活動の拠点となるコミュニティ施設や自治会公民館の整備を積極的に進めてきましたが、今後も、活動の状況や必要性に応じながら、計画的な施設整備の検討や老朽化施設の修繕などに努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

1. コミュニティ活動の推進

1 コミュニティ活動の活性化

- (1) コミュニティ推進協議会への支援
- (2) 自治会への支援
- (3) 新時代のコミュニティづくり

2 コミュニティ活動拠点の整備

- (1) コミュニティセンターの整備
- (2) 自治会公民館の整備支援

単位施策・取組み内容

1. コミュニティ活動の活性化

(1) コミュニティ推進協議会への支援

各コミュニティ推進協議会において実施している特色ある活動について継続的な支援を図ります。

また、全小学校区単位のコミュニティ組織設立に向け、上三川小学校区の組織化や北小学校区の構成区域見直しについて、関係機関や地域との連携を図り、組織化などの働きかけに努めます。

(2) 自治会への支援

自治会活動の活性化や自治会が抱える多種多様な課題解決に向け、関係機関等と連携を図りながら、自治会に対する継続的な支援を図ります。

また、自治会への理解を高める情報提供を図ることで、未加入者や転入者への加入を促進するとともに、既加入者の減少抑制に努めます。

(3) 新時代のコミュニティづくり

コミュニティ活動を通して共助の意識を高めてもらうため、地域の自主的・自発的な活動や事業に対する継続的な支援に努めるとともに、新たな時代にふさわしいコミュニティづくりに向けて、補助制度などの見直しを検討します。

2. コミュニティ活動拠点の整備

(1) コミュニティセンターの整備

既設のコミュニティセンターについては、必要な改修工事などを順次行います。

また、(仮称)本郷コミュニティセンターについては、地域住民主体の協議・調整のもと、活動の拠点施設として計画的な整備に努めます。

(2) 自治会公民館の整備支援

自治会の運営や活動の拠点となる公民館について、各自治会などの地元意向を踏まえながら、計画的な建設・改修等が順次行われるよう支援します。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
コミュニティ推進協議会数	R1年度 6協議会	7協議会
自治会への加入率	R1年度 71.8%	75.0%
自治会加入世帯数	R1年度 8,469世帯	8,600世帯

主要事業等

- 自治会活動の支援
- コミュニティ施設整備事業

施策項目 2 男女共同参画社会の形成

現状と課題

【男女共同参画】

上三川町女性団体連絡協議会をはじめとする関係機関と協力・連携を図りながら、男女平等意識の醸成や、男女問わずに仕事と家庭を両立できる環境づくりなど、男女共同参画社会の形成に向けた各種の取組みを推進してきました。

国においても、様々な状況に置かれたすべての女性が輝くための取組みを本格化していることから、性別で役割を固定する考え方が解消され、それぞれの個性や能力が発揮できる男女共同社会の形成につながるよう、意識改革の一層の推進や、職場・子育て・介護など幅広い分野での男女の参画を促す環境づくりに努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

2. 男女共同参画社会の形成

1 男女共同参画推進体制の充実

(1) 推進体制の充実

2 幅広い分野における男女共同参画の促進

(1) 子育て・介護の男女共同参画の促進
(2) 職場での男女共同参画の促進

単位施策・取組み内容

1. 男女共同参画推進体制の充実

(1) 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向け、幅広い分野にわたる事業を総合的に進めるため、上三川町女性団体連絡協議会との協力・支援体制の継続や、関係機関との連携による積極的な情報提供や啓発活動に努めます。

また、男女双方が地域活動において、その個性や能力を発揮するとともに、意思決定過程に参画できる環境の整備を図り、多様な視点が活かされる、暮らしやすい地域社会の形成に努めます。

2. 幅広い分野における男女共同参画の促進

(1) 子育て・介護の男女共同参画の促進

男女が共に、自らが希望するワーク・ライフ・バランスを実現するために、双方が仕事・子育て・介護に参画することに対する理解の促進や環境づくりに努めます。

放課後子ども教室の実施による、子どもたちの安心な居場所の提供を継続するとともに、介護サービス・介護予防サービスの支援策の周知を強化するなど、仕事と育児・介護の両立を支える各種制度・サービスの利用促進に努めます。

(2) 職場での男女共同参画の促進

町行政が率先して、男女問わずに仕事と家庭を両立できる環境を確保するため、各年代における研修の実施や自己研鑽に対する意識づけを行うほか、人事評価や職員意識調査などに基づき、平等に指導的地位に昇任できる職場環境づくりに努めます。

また、農業や商工業をはじめとする自営業における経営方針決定などへの女性の参画を促進するため、各種研修会の実施や交流・情報交換の機会づくりなどを積極的に行います。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
審議会等への女性委員の登用率	R1年度 31.7%	35.0%

主要事業等

- みんなのつどいの開催
- 男女共同参画事業の広報・啓発
- 総合相談事業
- 放課後子ども教室
- 職員意識調査の実施
- 各種研修会の実施



放課後子ども教室の様子

施策項目 3 人権尊重社会の実現

現状と課題

【人権教育】

より多くの人たちが身近な人権問題に気づき、差別や偏見に直面している人への適切な対応ができるよう、「人権カレッジ」や「人権文化講演会」の開催など、社会教育や学校教育の場において、人権尊重社会の実現に向けた様々な取組みを進めてきました。

人権尊重の意識が徐々に浸透しつつある中であって、国際化や情報化の進展に伴う人権に関する新たな課題も生じてきており、今後も、様々な機会・場面を通じながら、町民の人権尊重の意識を高める取組みや相談体制の確保に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
3. 人権尊重社会の実現	1 人権教育と人権啓発の推進	(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 (2) 集会所の適正な運営管理
	2 相談体制の充実	(1) 人権相談等の充実

単位施策・取組み内容

1. 人権教育と人権啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校におけるいじめ問題をはじめ、身の回りの多岐にわたる人権問題や、情報化などによる新たな人権問題に対応するため、関係機関との連携を図りながら、児童・生徒や学生、就労世代、高齢者など、あらゆる世代に対する人権教育の継続や、意識啓発を促す研修・講座等の実施機会の充実に努めます。

(2) 集会所の適正な運営管理

集会所事業のあり方を検討するとともに、集会所施設の定期点検に基づく、老朽化への対応を順次行うなど、地元自治会との協力による集会所の適正な運営・管理に努めます。

2. 相談体制の充実

(1) 人権相談等の充実

「人権相談」や「心配ごと相談」などの事業の継続的な実施を図り、人権問題が発生した場合の相談先の確保及び利用の促進に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
人権カレッジ延べ参加者数	R1年度 403人	480人

主要事業等

- 上三川町人権カレッジ
- 人権文化講演会の開催
- 東館南集会所改修事業
- 集会所事業
- 人権相談
- 心配ごと相談



人権カレッジの様子

基本目標 8

“協働・健全財政”のまちづくり

[関連するSDGsの目標]



施策項目 1 町民と行政との協働体制の確立

現状と課題

【情報の共有化】

「広報かみのかわ」やホームページの内容の充実、かみたんメールやSNSなどによる情報発信などを積極的に行うとともに、テーマに応じた町長と語る会を継続的に開催するなど、多種多様な広報活動及び広聴活動を実施してきました。

今後の自立したまちづくりにおいては、あらゆる分野における“住民力”や“地域力”の結集が不可欠となることから、さらなる行政情報の公開・提供等により、行政と町民・地域の両者における情報の共有化に努めていく必要があります。

【協働のまちづくり】

行政計画を策定・推進する際の町民参画や、まちづくり補助金制度を活用した町民団体の活動に対する支援、公共施設の維持・管理における指定管理者制度の活用など、あらゆる分野における協働のまちづくりを進めてきました。

今後は、地域主権の時代にふさわしい新たなまちづくりに向け、民間の参画をはじめ、町民団体や各種ボランティア組織との関わりやNPO法人の設立支援など、上三川町のこれからの“公”を支える協働体制をより強固にしていく取組みが求められます。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

1. 町民と行政との協働体制の確立

1 町民と行政との情報の共有化

- (1) 広報・広聴活動の充実
- (2) 情報公開の推進
- (3) まちづくりに関する学習機会の提供

2 町民と行政との協働のまちづくり

- (1) 各種計画策定等への参画・協働の促進
- (2) 公共施設の整備・管理等への参画・協働の促進
- (3) 各種団体・ボランティア等との関わり、NPOの設立支援

1. 町民と行政との情報の共有化

(1) 広報・広聴活動の充実

広報活動の充実に向け、ホームページや各種SNSを活用した積極的な情報の配信を行うとともに、誰が読んでも理解できる「広報かみのかわ」とするため、分かりやすい表現と見やすいレイアウトを心がけた編集を行います。

また、広聴活動の充実に向け、町政に対する幅広い世代からの意見・提言の場の確保に努めます。

(2) 情報公開の推進

行政情報を広く共有化し、町政に対する町民の参画意識の高揚を図るため、情報公開条例に基づき、情報公開制度の周知や適切な情報公開審査会の開催などに努めます。

(3) まちづくりに関する学習機会の提供

“まちづくり”は“地域づくり”であり“人づくり”であるとの認識から、自治会や地域団体、小・中学校が自発的に行う学習、人材育成等の活動を支援するため、「地域出前講座」の開催を推進します。

2. 町民と行政との協働のまちづくり

(1) 各種計画策定等への参画・協働の促進

審議会や委員会などについては、原則として一般公募により選出された委員を含めるほか、誰もが気軽に参加できるワークショップやパブリックコメントなどを適宜実施することにより、各種計画の策定や推進、点検・評価・見直し等への町民の参画を促進します。

(2) 公共施設の整備・管理等への参画・協働の促進

公共施設の整備・管理や公共サービスの提供などへの町民及び民間の参画・協働を促進します。

また、財政負担の軽減や平準化へ向けた公共施設の最適な配置を図るため、「上三川町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の統合・再整備・廃止等の見直しを推進します。

(3) 各種団体・ボランティア等との関わり、NPOの設立支援

「ORIGAMIのまち」としての機運を醸成するなど、まちづくりを推進するに当たり、各種団体・ボランティア等との連携に努めるとともに、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するNPO法人の設立支援などを行います。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
かみたんメール登録者数	R1年度 5,298人	5,800人
ホームページアクセス数	R1年度 234,083回	250,000回
地域出前講座の参加人数	R1年度 250人	350人
防災上重要な町有建築物の耐震化率	R1年度 88.6%	100.0%

主要事業等

- 町長と語る会
- 中学生模擬議会
- 地域出前講座
- 『ORIGAMIのまちかみのかわ』としてのまちおこしに関する活動
- 公共施設等マネジメント事業



ワークショップの様子

施策項目 2 情報ネットワークの推進

現状と課題

【高度情報化】

庁内業務を効率化し、各種サービスを円滑に提供する電子自治体の構築に向け、庁内ネットワークの整備や安全な運用、各種申請のオンライン化などに取り組んできました。

今後は、行政内部の情報化や職員の事務処理負担の軽減などに努めるとともに、情報化の格差を生じさせない、あらゆる世代に対するICTに関する教育・研修機会の充実に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目

単位施策

単位施策：小項目

2. 情報ネットワークの推進

1 高度情報化への対応

- (1) 電子自治体の構築
- (2) 高度情報化に対応した人材の育成

単位施策・取組み内容

1. 高度情報化への対応

(1) 電子自治体の構築

庁内ネットワークの安全な運用に向け、LGWAN（総合行政ネットワーク）系とインターネットの分離による安全性の確保を継続するとともに、国等の動向を踏まえながら、職員の事務処理負担の軽減に向けた取組みなどの検討に努めます。

(2) 高度情報化に対応した人材の育成

町職員の情報セキュリティに対する意識啓発を図るため、eラーニングなどを用いたセキュリティ研修の実施に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
eラーニングによる情報セキュリティ研修の受講率	R1年度 79.4%	100.0%

主要事業等

- 事務処理負担の軽減策の検討
- 町職員に対するセキュリティ研修

施策項目 3 持続可能な自治体経営の確立

―上三川町行政改革大綱―

[8-3.持続可能な自治体経営の確立]の内容が「上三川町行政改革大綱」に相当します。

行政改革大綱の基本的な考え方

町ではこれまで、「上三川町第7次総合計画基本構想」に掲げる「安心・安全のまちづくり」「活力・交流のまちづくり」「協働・自立のまちづくり」を基本理念と位置づけ、本町が目指すべき将来像「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち」を目指し、まちづくりを推進してきました。

また、この基本理念を効果的・効率的に達成していくためには、顕在化する行政課題や高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応する必要があったことから、「上三川町行財政改革大綱（第5期）」を策定し、目標達成を意識したPDCAサイクルの実践により一定の成果を上げてきたところです。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな生活様式の普及や、Society5.0の実現に向けた未来技術活用の動きなど、今後はより大きな社会環境の変化にも柔軟に対応できる力が求められることとなります。

こうした状況を踏まえ、人材、施設、資金等の限られた行政資源を有効に活用し、質の高い行政サービスを将来にわたって提供し続けるため、ここに「上三川町行政改革大綱（第6期）」を策定し、行政改革の推進を図るものとします。

なお、行政改革をより一層推進するために、従来の総合計画との整合性を保ちながら推進するという方針を改め、総合計画と一体的に推進する方針に転換を図り、本大綱（第6期）は、「上三川町第7次総合計画後期基本計画」の一部に位置づけることとします。

現状と課題

【行財政改革】

「上三川町行政改革大綱（第5期）」及び「上三川町集中改革プラン（第3期）」に基づき、事務事業の実施に関する評価や見直しを行うとともに、財源の確保や経費削減に向けた取り組みを進めるなど、財政基盤の強いまちづくりに努めてきました。

また、「上三川町定員適正化計画」に基づく適正な定員管理のほか、人事評価制度の本格実施や職員研修の充実、公共施設の管理・運営体制の見直しを図るなど、町民ニーズに応じて必要なサービスを提供できる組織・機構づくりに努めてきました。

今後においても、真に自立した、持続可能なまちづくりを進めていくため、「業務改革」の視点を持ちながら、効率的で柔軟な自治体経営に努めていく必要があります。

【広域行政】

し尿処理、職員研修や斎場の設置、消防、医療など、業務ごとに一部事務組合が異なりますが、今後も圏域の結びつきなどを考慮した適切な機能分担や連携に努めていく必要があります。

【庁舎】

庁舎については、これまで、防災機能拠点としての機能確保に向けた庁舎耐震補強工事など、計画的な修繕が行われており、今後も「上三川町公共施設等総合管理計画」に基づき、担うべき機能を確保する適切な維持・管理に努めていく必要があります。

施策の体系

施策項目	単位施策	単位施策：小項目
3. 持続可能な自治体経営の確立	1 行財政改革推進体制の充実	(1) 推進体制の充実
	2 行財政改革の推進	(1) 時代のニーズに即応した組織機構及び業務の改善 (2) 定員管理の適正化と人材の育成 (3) 公共施設の効率的な設置・運営 (4) 財政の適正かつ健全な運営
	3 広域行政の推進	(1) 広域・共同事業の推進
	4 庁舎の整備充実	(1) 庁舎の改修等の実施

— 単位施策・取組み内容 —

1. 行財政改革推進体制の充実

(1) 推進体制の充実

主要施策の定期的な点検・評価、第三者が構成員となる評価委員会の設置など、施策の客観的な評価体制の構築や、計画の推進体制の強化に努めます。

2. 行財政改革の推進

(1) 時代のニーズに即応した組織機構及び業務の改善

時代に即した行政運営に向け、組織機構については、国・県からの権限移譲など社会環境の変化を踏まえつつ、最適な事務執行を可能とする組織機構の構築に努めます。

また、デジタル化の推進による町民などの利便性の向上及び業務改善手法やA I・R P A等のI C T技術を利活用し、業務の更なる効率化や質の向上に努めます。

(2) 定員管理の適正化と人材の育成

本町の政策目標に応じた効果的・効率的な組織体制づくりを念頭に、「上三川町定員適正化計画」に基づく定員管理や適正な人事評価制度の導入を図るとともに、職員の一人ひとりが多様化・高度化する町民ニーズや本町の抱える課題に対し、広い視野を持ちながら的確かつ迅速に対応できるよう、効果的・効率的な人材育成の取組みに努めます。

(3) 公共施設の効率的な設置・運営

財政負担の軽減・平準化を図るため、「上三川町公共施設等総合管理計画」に基づき、公の施設の最適な配置や老朽化施設の長寿命化に向けた取組みを推進するとともに、公共施設の適正な利用やサービスの向上を図るため、公共施設の再編・再整備の方向性を定め、適切な施設管理や経費の縮減に努めます。

(4) 財政の適正かつ健全な運営

財政の健全性の確保に向け、歳入の確保及び歳出の抑制を基本に、限られた財源を有効活用するメリハリのある予算配分や税收及びその他の自主財源の確保、町全体で経費のムダを省く取組みなどを進めていきます。

3. 広域行政の推進

(1) 広域・共同事業の推進

町民に対する各種サービスが適切に提供されるよう、近隣市町及び一部事務組合などの外部団体と連携を図り、効率的で効果的な広域事業・共同事業の推進に努めます。

4. 庁舎の整備充実

(1) 庁舎の改修等の実施

庁舎の老朽化への対応や災害時の防災拠点としての機能確保の観点から、「上三川町公共施設等総合管理計画」等に基づき、外壁などの改修を順次行うとともに、施設や設備の予防的な修繕による長寿命化に努めます。

また、待合スペースの確保など、来庁者が快適に利用できる庁舎の環境整備に努めます。

施策指標

指標名	基準値(直近の実績値)	目標値(R7年度)
RPAを導入した業務の数(累計)	R2年度 —	20業務

主要事業等

- 主要施策等の評価委員会の開催
- 上三川町定員適正化計画
- 国に準拠した人事評価制度の導入
- 職務階級や専門性に応じた研修
- 新卒職員に対するOJT
- 県・他自治体との職員の交流
- 公共施設等マネジメント事業
- ふるさと納税・企業版ふるさと納税
- 広報かみのかわ等の広告掲載事業
- 未利用財産の整理・統廃合
- 広域事業
- 共同事業
- 庁舎・設備維持修繕事業



庁舎の改修工事の様子

